

# 横浜市環境管理計画

[改訂版]



横浜市

## 地域から地球に広がる環境行動都市の創造



次の世代に継承できるまちづくりをすすめます。

# 横浜市におけるこれまでの環境保全の取組例

## 〈低公害車の導入〉

天然ガスバスと天然ガス充てん所（交通局滝頭営業所）



天然ガスバス



電気自動車



天然ガスごみ収集車



超低排出ガス（DPNR）ごみ収集車



〈新治市民の森〉



〈川辺の散歩道〉



〈小川アメニティ〉



〈せせらぎ緑道〉



〈みなとみらい21地区の都市景観〉



〈八景島と海の公園〉



## 〈屋上緑化〉

横浜市脳血管医療センター

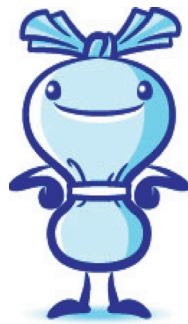


港北区役所



## 〈G30行動〉

マスコットキャラクター へら星人「ミーオ(30)」



ロゴ



ファイバーリサイクル



資源回収ボックス



〈新エネルギーの導入〉

太陽光発電パネル（北山田小学校）



ソーラーバス停（根岸前）



ソーラー省エネ照明灯  
（くさぶえのみち）



〈エコハマのロゴマーク〉



〈下水汚泥消化ガスの利用〉

消化タンク（北部汚泥処理センター）



〈下水汚泥のレンガへの活用〉

ハマレンガの活用（桜木町駅前広場）



〈ビオトープづくり〉



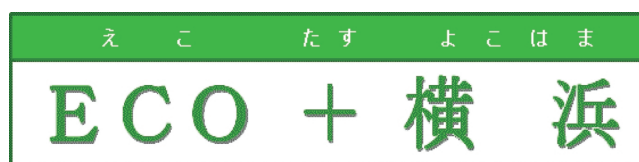
〈落書き消し〉



〈環境副読本〉



〈市の環境方針の標語〉



~常にプラスを考える環境行動~



親水拠点でいたち川とふれあう子どもたち

## はじめに



今日の環境問題は、これまでの産業型公害に加えて、自動車公害などの都市・生活型公害から地球環境問題まで広範多岐にわたっており、また、その原因も、いくつもの要因が絡み合った複雑なものとなってきています。

これらの環境問題を解決することは、一朝一夕にできるものではありませんが、今日の環境問題の多くが私たち一人ひとりの日常生活や事業活動に起因していることからすれば、市民・事業者・行政が協働して果敢に取り組んでいくことにより、必ず解決できるものと考えます。

横浜市では、平成7年3月に「横浜市環境の保全と創造に関する基本条例」を制定するとともに、その条例に基づき「横浜市環境管理計画」を平成8年9月に策定し、本市の今後の環境施策の基本的考え方、長期的な目標、環境の保全と創造に関する施策の具体的な展開方向を明らかにしました。

しかし、計画の策定後、国では、環境関連の種々の法令の制定・改正や環境基準の設定が行われ、本市でも平成14年12月に「横浜市生活環境の保全等に関する条例」を施行するなど本市の環境行政を取り巻く状況が変化してきました。

また、同年同月に「横浜市中期政策プラン」を策定し、めざすべき都市像の一つに「環境行動都市の創造」を位置づけました。

そこで、このような状況に的確に対応し、より一層、本市の環境の保全と創造に向けた取組を推進するとともに、市民の環境に対する様々なニーズに応えるため、「横浜市環境管理計画」を改訂しました。

本計画の改訂に当たり熱心にご審議いただきました「横浜市環境審議会」の委員の方々に感謝いたしますとともに、今後とも、より良い環境の創造に向け、市民・事業者の皆様の皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

平成16年3月

横浜市長 中田 宏



# 横浜市が目指す都市環境像

1 都市・生活型公害などの改善が進められ、  
新たな環境汚染が未然に防止されている都市

2 自然とふれあえるうるおいとやすらぎのある都市

3 環境への負荷の少ない都市構造や  
循環型の社会システムが形成されている都市

4 地球規模の環境問題に対し、  
地域からの取組が進められている都市

5 環境の保全と創造の意識が高く、  
積極的な活動がなされている都市

## 目次

<b>第1章 計画の基本的考え方</b>	
1 これまでの主な取組	2
2 計画策定の趣旨	3
3 改訂の背景	3
4 計画がめざす都市環境像	4
5 計画の策定方針	5
6 計画の対象とする範囲	6
7 計画期間	7
8 市、市民、事業者の役割	7
<b>第2章 施策の展開と市、市民、事業者の取組</b>	
第1節 基本方針	
1 施策展開の基本方向	10
2 構成と内容	11
3 施策・事業体系図	12
第2節 公害（生活環境）対策の推進	
1 大気環境の保全	14
2 水環境の保全	17
3 地盤環境の保全	22
4 有害化学物質対策の推進	24
5 騒音、振動対策の推進	26
第3節 自然環境の保全及び快適環境の創造	
1 緑と水にふれあえる街づくりの推進	30
2 生物生息空間の保全・創造	35
3 良好な都市景観の保全・創造	36
第4節 少負荷型・循環型都市の形成	
1 少負荷型・循環型の都市づくりの推進	39
2 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正処理の推進	41
3 一般廃棄物の減量化・資源化、適正処理の推進	44
4 建設発生土対策の推進	47
5 エネルギーの効率的利用の推進（地球温暖化対策の推進に掲載）	48
第5節 地球環境保全対策の推進	
1 地球温暖化対策の推進	49
2 オゾン層保護対策の推進	53
3 その他の地球環境保全対策の推進	55
4 環境分野における国際的連携の推進	58
第6節 環境保全意識の向上及び自主活動の促進	
1 環境教育及び環境学習の促進	59
2 市民、事業者の環境保全活動の促進	60
3 市の環境保全行動の展開	62
<b>第3章 開発事業等における環境配慮の指針</b>	
1 基本的考え方	66
2 環境配慮の基本的事項	68
<b>第4章 計画の推進方策</b>	
1 推進体制	72
2 開発事業等の計画段階からの環境配慮の推進	72
3 調査研究及び環境監視の充実	73
4 環境情報の整備及び情報提供機能の充実	73
5 計画の進行管理等	74

## 資料編

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

# 第1章

---

## 計画の基本的考え方

---

## 1 これまでの主な取組

横浜市では、都市の発展に伴い様々な環境の変化に直面し、特に高度成長期には大気汚染や水質汚濁などの著しい産業型公害が大きな社会問題となりました。これに対し、当時、公害関係法令の整備が不十分だったため、本市では、独自の要綱・指針などにより規制・指導を行うとともに、「公害対策よこはま方式」といわれた公害防止協定を民間企業と締結するなど、先進的な取組を行ってきました。それにより、横浜市の環境は次第に改善され、国においても昭和45（1970）年の公害国会で一連の公害関係の法規が整備されました。

その後、従来の産業型公害に加えて、都市・生活型公害や地球環境問題など新たな環境問題が顕在化してきました。本市では、快適環境に対する市民ニーズの高まりなどに対応するため、昭和61（1986）年に「横浜市環境管理計画—環境プラン21」を策定し、平成7（1995）年4月には、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下、「環境基本条例」という。）の施行、平成8（1996）年9月には「横浜市環境管理計画」の策定など総合的な視点から環境問題の解決に取り組んでいます。

さらに、平成14（2002）年12月には、現在及び将来の世代にわたり市民の健康で文化的な生活環境を保全するため「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（以下、「市生活環境保全条例」という。）を制定し、平成15（2003）年4月から運用するなど実効性のある環境保全対策をすすめています。

また、「横浜市中期政策プラン」（以下、「中期政策プラン」という。）のなかで、実現をめざすべき3つの都市像の1つに「地域から地球に広がる環境行動都市の創造」を掲げるとともに、重点戦略テーマ5項目のうち1つに「未来に引きつぐ環境資源」を掲げ、環境施策を市政の重要な柱に位置づけ、行政運営をすすめています。

### ～横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例～

公害防止だけでなく、自然環境の保全・創造、環境への負荷の低減などに関する市の基本的施策や事業者、市民の役割などについて、その基本理念を規定した横浜市の環境の基本となる条例。全27条で構成。平成7（1995）年3月制定。

第18条で、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「横浜市環境管理計画」の策定について定めている。

## 2 計画策定の趣旨

今日、自動車公害や深夜営業店舗の外部騒音など都市・生活型公害が依然として問題となっているほか、廃棄物による環境負荷の増大、有害な化学物質による新たな環境汚染の懸念、身近な緑や水辺の減少による生態系の多様性が失われつつあることなど種々の問題が生じています。さらに、化石エネルギーの大量消費等にもなう地球の温暖化など地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

また、従来の公害は、工場・事業場に起因するものが主であるといわれていましたが、複雑化・多様化した現在の環境問題は、通常の世界経済活動や市民の日常生活に起因する環境への負荷が多くなってきています。

これらの課題への対応が求められるなか、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、環境保全施策の具体的な展開方向を明らかにし、市、市民、事業者がそれぞれの役割にもとづき、一体となって環境の保全と創造に取り組み、持続的発展ができる望ましい都市横浜を形成していくために「横浜市環境管理計画」を策定したものです。

## 3 改訂の背景

横浜市では、平成8（1996）年の「横浜市環境管理計画」策定以降、毎年、年次報告書を作成し、進捗状況を検証しながら環境の保全と創造につとめています。

しかし、計画策定後、国においては「循環型社会形成推進基本法」や「地球温暖化対策の推進に関する法律」等が制定されるとともに、ダイオキシン類など新たな環境基準の設定や、地球温暖化防止に向けた京都議定書の批准等が行われました。また、本市においても「市生活環境保全条例」の施行など、環境保全上の施策を推進するために必要な制度の充実がはかれるとともに、市政運営の政策面での柱として「中期政策プラン」を策定し、市民・事業者・行政の協働による環境行動都市の創造を掲げるなど、本市の環境行政を取り巻く状況が大きく変化してきました。

そのため、このような状況に的確に対応し、広範多岐にわたる環境問題に、より効果的に取り組むために、パブリックコメントによる市民意見を踏まえるとともに、横浜市環境審議会の答申にもとづき見直しを行いました。

## 4 計画がめざす都市環境像

今日の様々な環境問題に対応し、持続可能な社会をつくるためには、市をはじめ、市民、事業者の環境を重視した具体的な行動を起こすことが重要であり、環境に与える負荷の少ない、資源循環型の社会システムを形成していくことが欠かせません。そのためには、市、市民、事業者それぞれが、法令にもとづく責務を遵守するだけでなく、環境問題についての認識をより深め、3つの主体が連携して行動することが重要です。

本計画では、今日の環境問題の解決が図られている将来の望ましい都市横浜の姿として、5つの都市のあり方（以下、「都市環境像」という。）を設定し、市、市民、事業者が共有することにより、その実現をめざすものとしています。都市環境像は将来の横浜がめざすべき姿であることから、今回の改訂にあたっては、以下に示す現行の都市環境像を継続することとしました。

### (1) 都市・生活型公害などの改善が進められ、新たな環境汚染が未然に防止されている都市

公害防止対策や環境の監視・測定体制などが整備され、産業型公害の防止はもとより、都市・生活型公害の改善がなされているとともに、人の健康や生活環境に被害を及ぼす、あるいはおそれのある有害化学物質や、それらを含む廃棄物などによる環境汚染が未然に防止されている都市

### (2) 自然とふれあえるうるおいとやすらぎのある都市

緑、水辺などの身近な自然環境が、生態系への配慮の視点からも、適正に保全・活用・創造されているとともに、魅力ある都市空間が形成されているうるおいとやすらぎのある都市

### (3) 環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市

環境への負荷をより低減する都市構造や、生産、流通、消費、廃棄といった社会経済活動のさまざまな段階において、環境への配慮が適切に行われるための社会システムが形成されている都市

**(4) 地球規模の環境問題に対し、地域からの取組が進められている都市**

地球規模の環境問題に対する実践的な取組が、地域レベルでなされているとともに、海外の諸都市との環境保全に関する国際的な連携がはかられている都市

**(5) 環境の保全と創造の意識が高く、積極的な活動がなされている都市**

市、市民、事業者の三者の相互協力にもとづいて、環境問題に関する学習活動が活発に行われ、環境の保全と創造に向けた自主的な取組が積極的になされている都市

**5 計画の策定方針****(1) 目標とその達成のために市が取り組むべき施策・事業を示す計画**

めざすべき目標として「横浜市環境目標」を掲げ、その目標を達成するために、市が取り組む施策や事業を具体的に示すとともに、その進捗状況が管理できるような計画とします。

**(2) 三者一体となった取組を推進する計画**

本計画では、「横浜市環境目標」を達成するため、(1)で述べた市の取り組む施策や事業のほか、「市民、事業者の取組」、「市、事業者、市民の連携した取組」を示し、市、市民、事業者の三者が一体となって、環境の保全と創造に取り組む計画とします。

**(3) 開発事業等における環境配慮の指針を示す計画**

「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」にもとづく調整等（以下「事業調整制度」という。）を積極的に活用し、環境に配慮した街づくりを進めることが重要です。そこで、事業調整制度運用の指針となり、環境に配慮した街づくりの推進に資するよう、開発事業の種別ごとに配慮事項を明らかにする「事業別配慮指針」と地域の環境特性に応じた配慮事項を明らかにする「地域別配慮指針」を示す計画とします。

## 6 計画の対象とする範囲

本計画は、「環境基本条例」第18条に基づき、先に掲げた都市環境像の実現をめざして策定したものであり、

ア 市が取り組む施策・事業については、先に掲げた5つの都市環境像の実現に必要なと考えられる次の表に掲げる施策や事業を対象とします。

基本方向	施策・事業の主な対象
公害（生活環境）対策の推進	大気環境、水環境、地盤環境、有害化学物質、騒音、振動
自然環境の保全及び快適環境の創造	水と緑にふれあえる街づくり、生物生息空間、都市景観
少負荷型・循環型都市の形成	少負荷型の都市づくり、産業廃棄物、一般廃棄物、建設発生土、エネルギーの効率的利用
地球環境保全対策の推進	地球温暖化、オゾン層保護、その他地球環境保全、環境分野における国際的連携
環境保全意識の向上及び自主活動の促進	環境教育・環境学習、市民、事業者の環境保全活動、市の環境保全行動

イ 開発事業等における環境配慮については、おおむね次の表に掲げた項目を対象とします。

配慮項目	
生活環境 公害等	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、低周波音、電波障害、日照障害、風害、廃棄物等、光害等、バイオハザード、電磁界
自然環境	水象、緑地・動植物等
社会文化環境	地域社会、景観、文化財等、安全
地球環境等	省資源・省エネルギー、ヒートアイランド、地球温暖化等

※なお、安全については環境配慮の対象項目としますが、防災のための施策・事業については、「地域防災計画」として本市の総合的な取組が取りまとめられていることから、本計画では取り上げないこととします。



## 7 計画期間

計画期間は、平成22（2010）年度までとします。

## 8 市、市民、事業者の役割

各主体は各種法令に掲げられた責務規定を遵守するとともに、以下に示すように、「環境基本条例」の理念に則り、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

### (1) 市の役割

市は、本計画に掲げた目標の実現に向けて施策の推進に積極的に取り組み、市民、事業者の環境の保全・創造への取組が効果的になされるような施策や、市民、事業者との連携の促進に関する施策を実施するほか、消費者・事業者としての活動に関し、積極的に環境への負荷の低減につとめます。

また、広域的な取組を必要とする場合には国や他の地方公共団体と協力して、その施策の推進につとめます。

### (2) 市民の役割

市民は、人間と環境のかかわりについて認識を深め、日常生活に起因する環境への負荷を低減するため、エネルギーの効率的利用やごみの排出量の抑制などにより、ライフスタイルを環境へ配慮したものへと転換するとともに、身近な環境をより良いものにしていく行動を自主的・積極的に行っていくようにつとめるものとします。

また、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するものとします。

### (3) 事業者の役割

事業者は、事業活動を行うに当たって、公害の防止、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理、自然環境の適正な保全・創造を行うようつとめるものとします。

また、環境管理・監査制度の導入など環境保全にかかわる自主的な取組や自らの技術力を生かして事業活動における環境への負荷を低減するとともに、技術移転等による国際環境協力への貢献や環境にやさしい製品・技術の開発やサービスの提供等により、市民環境にやさしい日常生活の形成・定着の推進につとめるものとします。

また、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するものとします。

# 第2章

---

施策の展開と  
市、市民、事業者の取組

---

# 第1節 基本方針

## 1 施策展開の基本方向

本計画が目指す5つの都市環境像を実現するために、次に示す5つの基本方向に基づいて施策を展開します。

### (1) 公害（生活環境）対策の推進

産業型公害はもとより都市・生活型公害などの改善が進められ、新たな環境汚染が未然に防止されている都市の実現をめざし、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動などに対する、これまでの公害対策を充実・強化するとともに、自動車公害対策や有害化学物質対策を推進します。

### (2) 自然環境の保全及び快適環境の創造

自然とふれあえるうるおいとやすらぎのある都市の実現を目指し、都市の緑化、水質の向上、水辺の整備などにより緑と水にふれあえる街づくりをすすめるとともに、かつて市内で見られた動植物が生息・生育できるように緑地や河川・沿岸域における生物生息空間の保全・創造をはかります。また、良好な都市景観を保全・創造し、魅力あふれる街づくりを推進します。

### (3) 少負荷型・循環型都市の形成

環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市の実現をめざし、地域冷暖房の導入や省エネルギー対策の推進などエネルギーの合理的・効率的利用を推進するとともに、物や人の移動にともなう環境への負荷の低減に資する公共交通網の整備、健全で豊かな都市環境の整備などをすすめます。また、廃棄物の減量化・資源化や建設発生土の有効利用をはかります。

### (4) 地球環境保全対策の推進

地球規模の環境問題に対し、地域からの取組が進められている都市の実現をめざし、新エネルギーの導入や省エネルギー対策の推進など地球の温暖化防止対策をはじめとしてオゾン層保護、森林資源の保護など地球環境の保全に関する対策をすすめます。また、開発途上国等の公害対策への協力や海外の自治体とのネットワーク化をはかるなど、環境分野における国際的な連携をすすめます。

## (5) 環境保全意識の向上及び自主活動の促進

環境の保全と創造の意識が高く、積極的な活動がなされている都市の実現をめざし、環境教育・環境学習を推進するとともに、普及啓発活動を進めます。また、環境保全に関する自主あるいは市と協働した活動への支援や情報提供を進めるとともに、人材の育成、市民相互の交流の機会を拡充します。さらに、市も消費者・事業者としての立場から自ら積極的に環境保全活動を展開します。

## 2 構成と内容

### (1) 基本施策

5つの基本方向ごとに、関連する主要な施策を「基本施策」として体系化します。

### (2) 現状及び課題

基本施策ごとにその現状と課題を明らかにします。

### (3) 目標及び指標

#### ア 横浜市環境目標

横浜市総体として達成を目指すべき目標を示します。

#### イ 目標達成のための指標

横浜市環境目標の達成の目安となる指標を示します。

※なお、本計画において設定した「指標」については、その設定理由・背景等をあわせて示します。

### (4) 市の取組

目標の達成に向けて、市が取り組むべき、また、市が取り組まなくてはならない施策・事業の概要を示します。

### (5) 市民、事業者の取組

法令等により、市民や事業者が取り組まなくてはならない行動や、市が行う基本施策の方向に沿って、市民と事業者がそれぞれの活動の中で主体的に取り組む行動を示します。

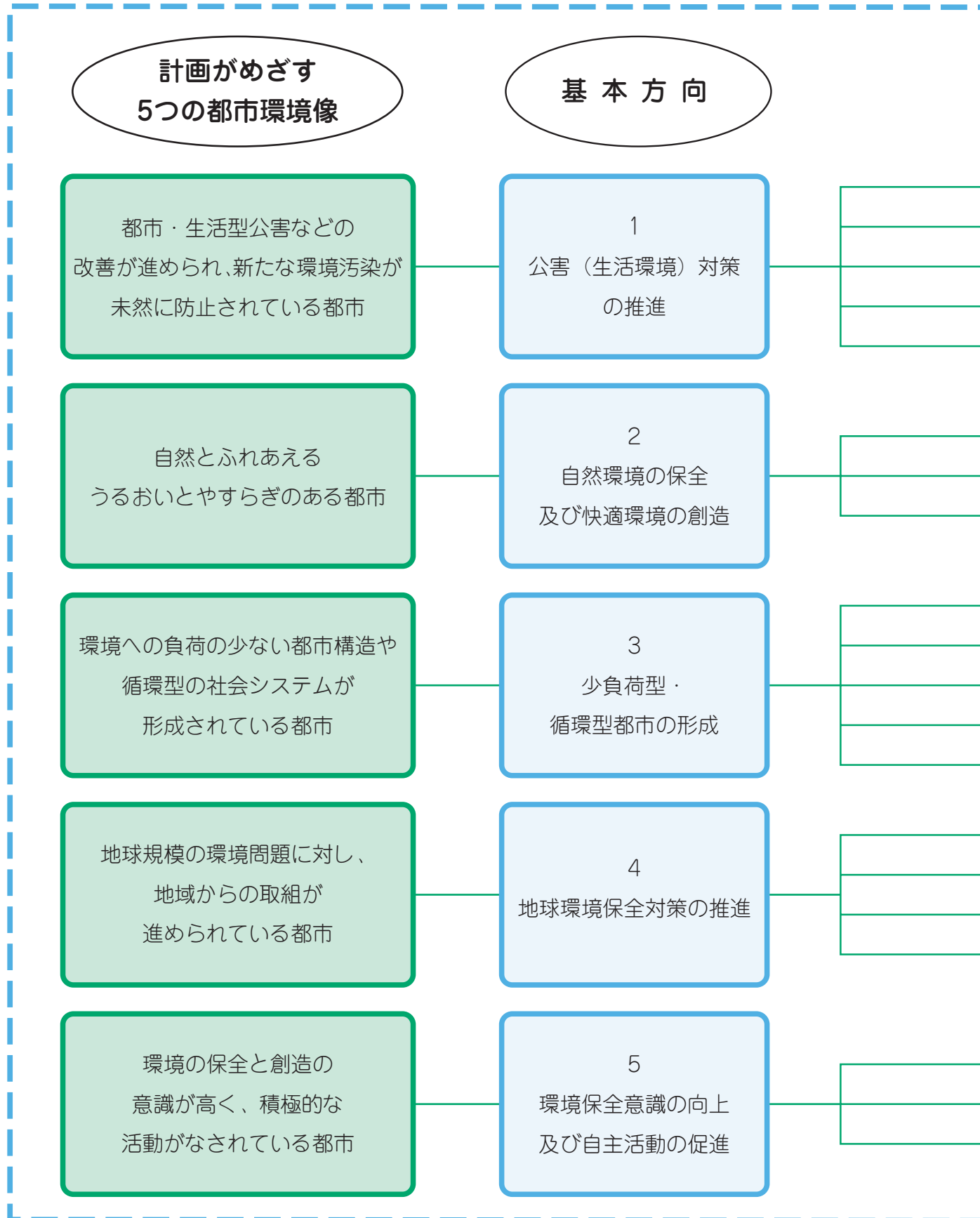
### (6) 市、市民、事業者の連携した取組

現行の施策を踏まえつつ、市、市民、事業者すべての取組や、相互協力の下に推進すべき取組を示します。

### 3 施策・事業体系図

## 第2章

### 施策の展開と市、市民、事業者の取組



## 基本施策

- ①大気環境の保全
- ②水環境の保全
- ③地盤環境の保全
- ④有害化学物質対策の推進
- ⑤騒音、振動対策の推進
  
- ①緑と水にふれあえる街づくりの推進
- ②生物生息空間の保全・創造
- ③良好な都市景観の保全・創造
  
- ①少負荷型の都市づくりの推進
- ②産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正処理の推進
- ③一般廃棄物の減量化・資源化、適正処理の推進
- ④建設発生土対策の推進
- ⑤エネルギーの効率的利用の推進（地球温暖化対策に掲載）
  
- ①地球温暖化対策の推進
- ②オゾン層保護対策の推進
- ③その他地球環境保全対策の推進
- ④環境分野における国際的連携の推進
  
- ①環境教育・環境学習の推進
- ②市民・事業者の環境保全活動の促進
- ③市の環境保全行動の展開

目標設定	市の取組	市民、事業者の取組	連携取組
目標及び達成指標	市の取組	市民、事業者の取組	市、市民、事業者の連携した取組

## 第2節 公害（生活環境）対策の推進

### 1 大気環境の保全

#### 〈現状および課題〉

大気環境のうち、二酸化硫黄や一酸化炭素は、これまでの各種対策により横浜市環境目標の達成指標（以下「指標」という。）をおおむね達成する良好な状況となっています。また、平成9（1997）年新たに環境基準が設定されたベンゼン、トリクロロエチレン等有害大気汚染物質については、ベンゼンは「指標」を達成していない地点がありますが、それ以外は「指標」を満足しており、平成12年に環境基準が設定されたダイオキシン類についても「指標」を満足しています。

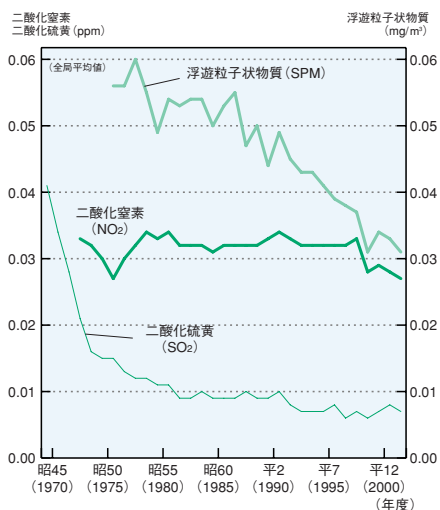
しかし、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては未だ「指標」を達成する状況には至っていません。

二酸化窒素については、これまで様々な施策を展開してきましたが、「指標」を達成するためには、固定発生源はもとより移動発生源からの窒素酸化物の排出量の削減をはかるとともに、季節的な対策、交通の円滑化等の対策をすすめる必要があります。

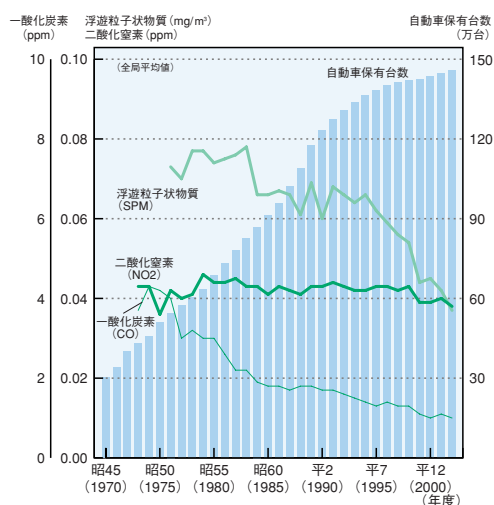
浮遊粒子状物質については、「指標」の達成に向け、「市生活環境保全条例」にもとづき、ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素に関し、事業者に対する規制・指導を行っています。特にディーゼル排気微粒子については、その一層の削減に向け、ディーゼル車対策を積極的に推進しています。

光化学オキシダントについては、その原因物質である窒素酸化物、揮発性有機化合物（VOC）などの排出総量を削減していくことが必要です。

一般環境大気測定局における  
大気汚染物質濃度の年平均値経年変化



自動車排出ガス測定局における  
大気汚染物質濃度の年平均値経年変化



## 〈目 標〉

横浜市環境目標	市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしている。
目標達成のための指標	<p>「大気汚染に係る環境基準について」、「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準について」および「有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準」を指標とする。ただし、以下の3物質の指標の数値は次に示すとおりとする。</p> <p>二酸化硫黄 日平均値 0.02ppm以下  一酸化炭素 日平均値 5ppm以下  二酸化窒素 日平均値 0.04ppm以下*</p> <p>※ 幹線道路沿道をのぞく  ※ 幹線道路沿道における当面の指標は環境基準（日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること）とする。</p> <p>悪臭 市民が日常生活において不快を感じない</p>

## 〈指標の説明〉

国が「大気汚染に係る環境基準について」および「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準について」で示している大気汚染物質を「指標」の対象としています。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類等新しく環境基準が設定された物質については、国の環境基準を「指標」とします。

そのうち、二酸化硫黄、一酸化炭素については、国の環境基準を達成し、良好な状態が保たれていますので、現状の水準である上記「指標」の数値を将来も維持することをめざします。また、二酸化窒素は、一般環境では、国の環境基準（0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること）を達成している地域もあることから、上記の「指標」値の達成をめざすこととし、幹線道路沿道においては、一般環境よりも高い測定結果が出ていることから、当面、国の環境基準を「指標」とし、この「指標」達成をめざすこととします。

浮遊粒子状物質、光化学オキシダントについては、国の環境基準を達成できない状況にあることから、まずその達成をめざします。

悪臭については、悪臭防止法の規制基準適用の目標が、主に住居の用に供されている区域においては「臭気強度2.5～3.0（おおむね楽に感知できる臭い）」とされていますが、本計画ではそれより厳しい「市民が日常生活において不快を感じない」を「指標」とします。



## 〈目標達成のために必要な取組〉

市の取組
<p>①大気汚染状況について環境基準の定まった項目を中心に常時監視を実施する。</p> <p>②法律や条例にもとづき、大気汚染の防止に向け事業所に対する規制・指導を行う。</p> <p>③窒素酸化物対策としては、当面、横浜市全域において環境基準をおおむね達成することをめざして、これまでの取組を強化し、窒素酸化物の排出量の削減を推進する。さらに、「指標」の達成に向けて、窒素酸化物の総量規制や工場・事業場の施設・設備の更新時を捉えた排出量の削減指導などを進め、固定発生源からの窒素酸化物の排出量の削減を実施する。</p> <p>また、移動発生源については、「横浜市自動車公害防止計画」にもとづき、ディーゼル車をはじめとする自動車からの窒素酸化物排出量の削減をはかるとともに、冬期自動車交通量対策などの季節的大気汚染対策、交通流の円滑化対策、低公害車の普及を促進する。さらに、船舶からのばい煙についても「市生活環境保全条例」にもとづく指導を行う。</p> <p>④浮遊粒子状物質対策としては、「浮遊粒子状物質削減計画」にもとづき、ばいじん、二次生成粒子の原因物質（窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素）などの一層の削減をめざすと同時に、「横浜市自動車公害防止計画」にもとづき、ディーゼル車対策として粒子状物質減少装置の装着などにより、ディーゼル排気微粒子などの一層の削減をめざす。</p> <p>⑤光化学オキシダントについては、その原因物質である窒素酸化物、揮発性有機化合物（VOC）の排出総量抑制に向けた取組を引き続きすすめる。</p> <p>⑥悪臭対策については、発生源への規制・指導をすすめるとともに、住商工混在地域の土地利用の適正化を検討する。また、都市・生活型の臭気対策については、規制・指導だけでなく当事者間の調整役を果たす。</p> <p>⑦公害健康被害者の救済・保護事業、健康の回復・保持・増進のための公害保健福祉事業、大気汚染の影響による健康被害を予防するための環境保健事業を推進する。</p>

市民、事業者の取組
<p>①自家用車又は業務用車両の購入に当たっては、低公害な車を選択するようにつとめる。 (市民および事業者)</p> <p>②公共交通機関などを利用し、できるだけ自家用車等の利用を控えるようにつとめる。特に大気汚染の進みやすい冬期には、事業所や地域ぐるみで自動車の利用を控えるなど、自動車交通量の抑制につとめる。 (市民および事業者)</p> <p>③汚染物質の排出を抑制するため、自動車の適正な整備につとめる。(市民および事業者)</p> <p>④共同輸配送システムを導入するなど物流の合理化をはかり、業務関連の車両の走行量の削減をはかるようにつとめる。(事業者)</p> <p>⑤施設設備の更新などに際しては低公害型の機器の導入をはかり、汚染物質の排出を抑制するようにつとめる。(事業者)</p> <p>⑥事業所内の使用燃料は、できる限り良質なものをへ転換をはかる。(事業者)</p> <p>⑦駐車中はエンジンを止め、周囲に騒音や排気ガスによる影響を及ぼさないようにつとめる。 (市民および事業者)</p>

市、市民、事業者の連携した取組

- ①融資・助成制度による事業者の公害防止施設、低公害設備の導入の促進につとめる。
- ②融資・補助制度による低公害車の導入の促進につとめる。
- ③低公害車の指定制度による低公害車の普及につとめる。
- ④エコライフチケットの販売などによる市民・事業者の公共交通機関の利用を促進する。

2 水環境の保全

〈現状および課題〉

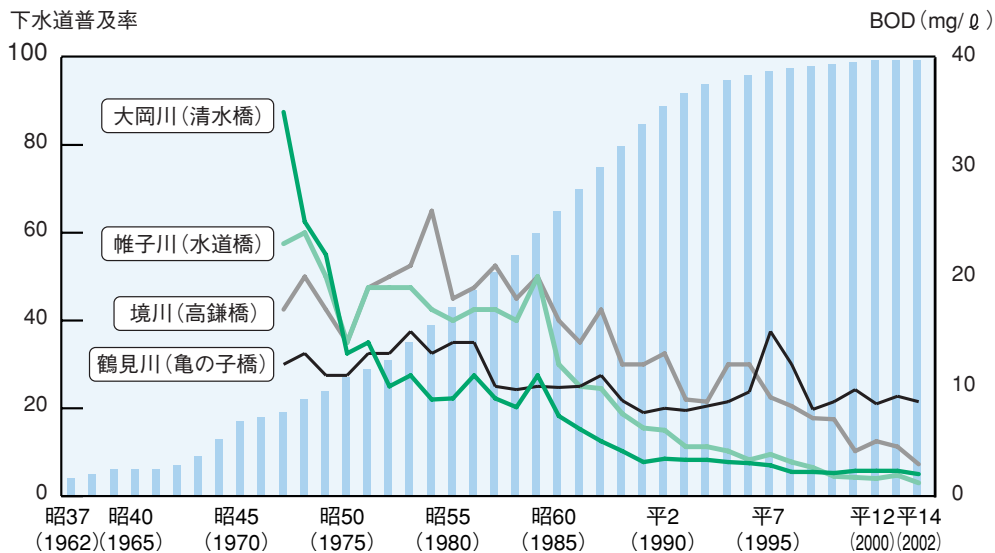
横浜市の河川・海域の水質は、全体的には水質汚濁防止法などの排水規制・指導やおむね100%に達した下水道の普及によって大幅に改善されてきています。しかし、河川の水質汚濁や海域の富栄養化が依然として生じており、目標達成のための「指標」を達成していない水域が見られます。

ダイオキシン類、および砒素などの健康項目については、「指標」を達成しています。

一方、自然とふれあえる、うるおいとやすらぎの感じられる水辺に対する市民ニーズに応えるため、水質だけではなく、流量、周辺環境を含んだ水環境の保全・創造を長期的・総合的に推進する「横浜市水環境計画」を平成5年度に策定し、平成15年度に改訂を行っています。

この「横浜市水環境計画」で定める各水域ごとの達成目標、補助目標、全水域の一律達成目標を実現するため、発生源対策、水域の直接浄化、しゅんせつ・清掃などの施策を推進する必要があります。

河川水質と下水道水洗化普及の推移



## 〈目 標〉

<b>横浜市環境目標</b>	魚やさまざまな生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策等市民がふれて楽しんでいる。
<b>目標達成のための指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BOD (河川) 水域別 3mg/ℓ、5mg/ℓ、8mg/ℓ 以下</li> <li>・ COD (海域) 水域別 2mg/ℓ、3mg/ℓ 以下</li> <li>注 水域別の分類は横浜市水環境計画による。</li> <li>・ ダイオキシン類 (水底の底質) 150pg-TEQ/g以下</li> <li>・ その他の項目 横浜市水環境計画に示す値</li> </ul>

### 〈指標の説明〉

水質汚濁に関する国の環境基準が定められていますが、本計画の「指標」としては、以下の理由により、「横浜市水環境計画」の水環境目標を用います。

- (1) 「横浜市水環境計画」では、水質汚濁のうち有害物質に係る項目については「人の健康の保護に関する環境基準」を水環境目標として採用しているが、生活環境に係る項目については水域の形態や状況にもとづいて環境基準よりきめ細かい水環境目標を設定している。
- (2) 水環境目標は水域によっては環境基準よりも厳しい値を設定しているとともに、水質に加え、生物指標による感覚的な水質階級、ふん便性大腸菌群数、河川の水深・流量、周辺環境についてもあわせて設定している。
- (3) ダイオキシン類についても「指標」の一つとしている。

### 〈目標達成のために必要な取組〉

市 の 取 組
<ol style="list-style-type: none"> <li>①公共用水域および地下水の汚濁状況について環境基準の定まった項目を中心に常時監視を実施する。</li> <li>②法律や条例にもとづき、水質汚濁の防止に向け事業所の規制・指導を行う。</li> <li>③家庭からの生活排水対策などを一層推進するとともに、下水道等により汚水処理100%の達成をめざす。</li> <li>④下水処理水の水質を更に向上させるため、処理施設の増設・更新にあわせて、高度処理施設の整備をすすめるとともに、高度処理水をせせらぎなどに活用する。</li> <li>⑤東京湾については、第5次水質総量規制にもとづき工場・事業場等への規制・指導を行うとともに、下水道については雨水滞水池の整備など合流式下水道の改善を推進する。</li> <li>⑥河川・海域の河床および護岸については、改修整備などにあわせ、形状や材質を改善し、水域に生息する多様な微生物・動植物による自然浄化機能をたかめ、親水公園などについては、直接浄化を検討する。また、水域のヘドロやごみのしゅんせつ・清掃を国や県および市民の協力を得ながら推進する。</li> </ol>

## 市民、事業者の取組

- ①国・県・市の生活排水対策の実施に協力する。(市民および事業者)
- ②公共用水域の水質の保全をはかるため、厨房等から生じる調理くずや廃食油などの適正な処理、洗剤の適正な使用につとめる。(市民および事業者)
- ③河川区域、海岸などにおいて調理、野営などの活動を行うときは、調理に使用した油の回収等につとめる。(市民および事業者)
- ④ディスポーザーを使用する場合は環境への負荷を考慮して、単体型は使用せず、排水処理槽付きとする。(市民および事業者)
- ⑤排出水の有機物による汚濁負荷を可能な限り削減する。(事業者)
- ⑥洗剤の製造業者・販売業者は洗剤の適正使用などについて普及啓発につとめる。(事業者)
- ⑦浄化槽の適正な維持・管理につとめる。(市民および事業者)

## 市、市民、事業者の連携した取組

- ①横浜市市民水環境調査協力員制度にもとづく市民との連携による水環境監視体制を充実する。
- ②水辺愛護会などの協力により河川や横浜港内の清掃を行う。
- ③自主活動への支援により、市民や事業者と連携して水環境を保全する。



横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標 河川域

水域区分	目標イメージ	達成目標			補助目標			
		BOD	生物指標による 感覚的な水質階級	ふん便性 大腸菌群数	*1 水深	*1 流速	河床状況 と美観	周辺環境
I	A 豊かな緑に囲まれた 自然のせせらぎ	3mg/l 以下	「源流・上流域」の 「きれい」  ホトケドジョウ  アブラハヤ	1,000 個/100ml 以下	5~15 (10) cm*2		自然河床 の保全 ・ ゴミの ないこと	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。
	B 魚とりが楽しめる のどかな小川	3mg/l 以下	 カワニナ					
	B 水遊びが楽しめる 澄んだ流れ	5mg/l 以下	 サワガニ		10~25 (15) cm*2		自然河床 の復元 ・ ゴミの ないこと	河川の自然環境の復元や周辺農地等も含めた生物生息環境の復元に努めるとともに親水性に配慮する。
II	A 水遊びが楽しめる 澄んだ流れ	3mg/l 以下	「上流～下流域」の 「きれい」  ウグイ	—	10~30 (20) cm*2	30 cm/s 程度	ゴミの ないこと	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。
	A 多様な利用ができる 豊かな流れ	5mg/l 以下	 シマドジョウ  オランダガラシ					
	C 散歩が楽しめる、ゆるやかな流れに うるおいを感じる川	8mg/l 以下	「上流～下流域」の 「やや汚れている」  オイカワ  エビモ					
III A	ボート遊びができ魚影が行きかう 広がりのある流れ	3mg/l 以下	「感潮域」の「きれい」  ビリンゴ  クサブグ		—		ヘドロの 堆積が ないこと	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心とした修景性を重視し、町の中のうるおいのある水辺空間の整備に努める。
III		5mg/l 以下	 オサガニ					

第2章

施策の展開と市、市民、事業者の取組

横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標 海 域

水域区分	目標イメージ	達成目標				補助目標	
		COD	生物指標による 感覚的な水質階級	窒素 ・リン	ふん便性 大腸菌群数	底質状況 と美観	周辺環境
I	海水浴や潮干狩が楽しめるような海辺 	2mg/l 以下	「内湾」の『きれい』 「干潟」の『きれい』  シロギス  クサフグ	T-N 0.3mg/l 以下 T-P 0.03mg/l 以下	100 個/100ml 以下	ゴミが 散乱して いない こと	砂浜の保全、後背緑地の 保全・復元等の生態 系の保全を重視し同時 に海浜レクリエーション 等の親水性にも配慮 する。
II	釣りやウォーキング等、多様な 利用ができる活気のある海辺 	3mg/l 以下	「干潟」の『きれい』 「内湾」の『きれい』  ビリンゴ  ミミズハゼ	T-N 0.6mg/l 以下 T-P 0.05mg/l 以下	—	ヘドロが 堆積して いない こと	底質の改善等、閉鎖性 海域の環境の改善や干 潟の保全に努め、プロ ムナードや親水公園の 整備等、親水機能の改 善に配慮する。
III	港情緒を味わうことができる海辺 	3mg/l 以下	「岸壁」の『きれい』 「内湾」の『きれい』  ヨロイソギンチャク  クサフグ	T-N 1.0mg/l 以下 T-P 0.09mg/l 以下	—	ヘドロが 堆積して いない こと	港や湾内に位置する波 の穏やかなこの水域 においては、親水性と修 景性の両面を重視し、 臨海公園における水辺 への親しみやすさの創 出とともに、うるおい のある海辺景観づくりに 努める。
IV	釣りや海洋性レクリエーションを 楽しめる海辺 	2mg/l 以下	「岸壁」の『きれい』 「内湾」の『きれい』  シロギス  マアジ	T-N 0.3mg/l 以下 T-P 0.03mg/l 以下	—	ゴミが 浮いて いない こと	この沿岸水域において は、生物生息環境と眺 望へ配慮し、海釣り施 設やマリーナの整備に 努める。

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 河川域          | 海域            |
| I. 「源流～上流域」  | I. 「砂浜域」      |
| II. 「上流～下流域」 | II. 「干潟域」     |
| III. 「感潮域」   | III. 「港湾域」    |
|              | IV. 「その他の沿岸域」 |

- \*1) 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。
- \*2) 水深の補助目標値欄の ( ) 内の数値は、代表的な値である。

\*平成12年10月31日類型指定の変更で入江川、帷子川、大岡川、宮川、侍従川はE類型からB類型になったため、水域区分に新たにI㊸、II㊸、III㊸を設定しました。  
なお、新水域区分は平成13年度から適用しています。

第2章

施策の展開と市、市民、事業者の取組

### 3 地盤環境の保全

#### <現状および課題>

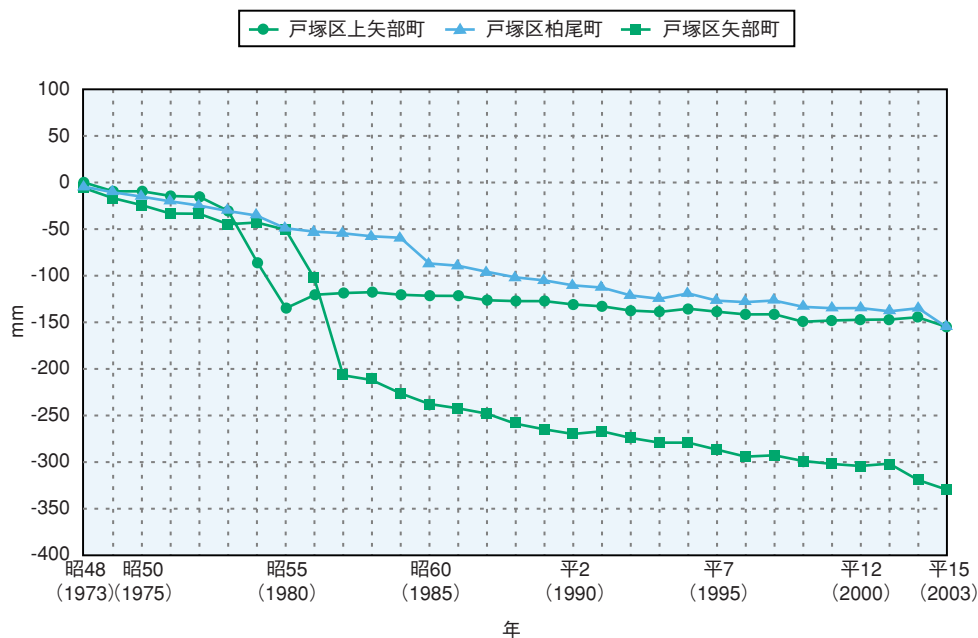
地盤沈下については、「市生活環境保全条例」にもとづいて地下水採取の規制・指導や掘削作業による地盤沈下防止の指導を行うとともに、市内の軟弱地盤地域を中心に水準測量による地盤変動を観測しています。市内の地盤沈下状況はおおむね沈静化の傾向ですが、引き続き、監視を継続するとともに、事業者に対する規制・指導を徹底することが求められています。

土壌汚染については、汚染の未然防止をはかることが重要であり、「土壌汚染対策法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」、「横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱」にもとづいて、工場等が移転や廃止する機会をとらえ事業者などに対する土壌汚染対策の指導を徹底して行う必要があります。

地下水汚染についても、汚染の未然防止が重要なことから、「水質汚濁防止法」などにもとづいて、有機塩素系化合物等の有害物質を使用する工場などに対する汚染防止指導を推進するとともに、地下水質の監視の強化や汚染地下水の浄化対策をすすめる必要があります。

さらに、土壌や地下水の質的保全、地下水量の確保、地下水の適正利用をはかるため、地盤環境の総合的な保全対策が求められています。

地盤累積変動図（市内の一例）



〈目 標〉

<b>横浜市環境目標</b>	地盤沈下や土壌・地下水汚染がなく、きれいなわき水が見られるなど、安定した地盤環境のもとで暮らしている。
<b>目標達成のための指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水の過剰な採取などによる地盤沈下を起こさない。</li> <li>・ 土壌汚染に係る環境基準およびダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を満足する。</li> <li>・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準およびダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準を満足する。</li> </ul>

〈指標の説明〉

地盤沈下については、環境基準は定められていませんが、過剰な地下水採取などによる地盤沈下を起こさせないことを「指標」とします。地盤環境に関する基準としては、国が定めた「土壌汚染に係る環境基準」、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」および「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）および土壌の汚染に係る環境基準」があり、その基準を「指標」とします。

〈目標達成のために必要な取組〉

市 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①地盤環境の情報を整備するとともに地盤変動の測定を継続する。</li> <li>②事業者への地下水採取の規制・指導や掘削作業による地盤沈下防止の指導を行うとともに、雨水浸透ますや透水性舗装などにより地下水のかん養をすすめる。</li> <li>③土壌汚染や地下水汚染の未然防止や浄化のため、工場・事業場に対する法令にもとづく適切な規制・指導を行う。</li> </ul>

市民、事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①地下水を採取している者は地下水を合理的かつ適正に使用することにより、地下水の採取量の削減につとめるとともに、周辺地盤環境に悪影響を及ぼさないように十分配慮しなければならない。（事業者）</li> <li>②地下掘削作業の計画に際しては、止水性が高く周辺地盤や地下水位に与える影響を極力少なくする工法を選定する。（事業者）</li> </ul>

市、市民、事業者の連携した取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①雨水浸透ますの設置や透水性舗装の導入などにより雨水の地下浸透量の増大をはかり、地下水かん養につとめる。（市民および事業者）</li> </ul>



## 4 有害化学物質対策の推進

### 〈現状および課題〉

現在、我が国では様々な化学物質が使用されており、化学物質を使用した製品の生産、使用、廃棄の過程で環境中に出ています。このような化学物質の中には、環境中に排出されて人の健康などに有害な影響を及ぼす可能性（環境リスク）を持っているものも含まれており、また、その評価が十分でないものもあります。このうち、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれが高い物質については、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「市生活環境保全条例」などにより、それぞれ物質を指定して、特定の発生源からの大気中・公共用水域への排出を規制し、地下浸透を禁止しています。

特にダイオキシン類については社会的な関心が高く、その対策が緊急の課題であることから、平成11（1999）年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、環境基準を定めることや、排出の規制に関すること、汚染の状況の調査に関することなどが定められました。

横浜市では、大気、水質、底質及び土壌について、一般環境の監視のための調査を実施しています。焼却施設などの発生源に対しては法律にもとづく排出規制を行うほか、「市生活環境保全条例」にもとづき、小型焼却炉も含めて事業者への規制・指導を行うとともに、焼却施設の解体、撤去に関しての指導基準を定め指導をすすめています。

一方、未規制の有害化学物質については、平成11（1999）年7月に制定された、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」により新たな管理の手法が制度化され、平成13（2001）年4月から事業者による排出量などの把握が開始されました。

また、横浜市では「市生活環境保全条例」にもとづき、事業所における製造・使用・廃棄などの各段階で、適正な管理を指導しており、今後は、取扱量などの実態に応じた指導を行っていくことが必要となっています。

さらに、これらの発生源対策とあわせて、環境ホルモンと疑われる物質を含め、環境中の化学物質の実態について監視体制を拡充していくとともに、事故などの発生時における有害化学物質の漏洩防止などの対策を徹底する必要があります。

## 〈目 標〉

横浜市環境目標	有害化学物質による環境汚染が未然に防止されている。
目標達成のための指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類について、環境基準を指標とする。</li> <li>・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準を指標とする。</li> <li>・有害化学物質が適正に管理され、環境中への排出が低減されている。</li> </ul>

## 〈目標達成のために必要な取組〉

市 の 取 組
<p>①事業者が行う化学物質の自主的な管理の改善を促進するための施策を実施するようつとめる。</p> <p>②教育活動、広報活動を通じて化学物質の性状および管理、排出状況などについて、市民の理解を深めるようつとめる。</p> <p>③排出規制の対象となっている有害化学物質については、引き続き事業者への規制・指導の徹底をはかる。</p> <p>④未規制の有害化学物質については、「市生活環境保全条例」や「PRTR法」にもとづき、事業所の適正管理について指導の徹底をはかる。</p> <p>⑤環境ホルモンと疑われる物質を含め、環境中の化学物質の実態を引き続き監視する。</p> <p>⑥「市生活環境保全条例」や「PRTR法」にもとづき、市内の事業所における化学物質の使用実態の把握につとめるとともに、化学物質の有害性などに関する情報の収集につとめ、それらをふまえて必要に応じ、指導の対象とする物質などの検討を行う。</p> <p>⑦ダイオキシン類の排出実態の調査を行い、ダイオキシン類による環境汚染の防止又は除去に関する施策を実施する。</p> <p>⑧ダイオキシン類の発生を抑制するため、廃棄物焼却施設に対する施設改善や燃焼管理などの指導を行い、廃棄物の適正処理とあわせて対策をすすめる。</p> <p>⑨法律の規制対象となっていない小規模焼却炉に対しては、「市生活環境保全条例」にもとづき規制・指導を行う。</p> <p>⑩ダイオキシン類の排出の抑制に関して、市民や事業者への普及啓発のための広報活動を実施する。</p> <p>⑪市域におけるポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画を定める。</p>

## 市民、事業者の取組

- ①事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染を防止し、又はその除去などを行うとともに、市の施策に協力する。(事業者)
- ②日常生活に伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止につとめるとともに、市の施策に協力する。(市民)
- ③化学物質の製造、使用その他の取扱いについて、代替物質への転換をすすめるなど、適正に管理するとともに、その管理の状況に市民の理解を深めるようつとめる。(事業者)
- ④日常生活で使用する化学物質を含む製品などについて見直しを行い、使用時の環境への負荷を低減するようにつとめるとともに、市や事業者と有害化学物質に関する情報を共有し、対策などの評価につとめる。(市民)
- ⑤PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理する。(事業者)
- ⑥PCBを生産した事業者およびPCBを使用した製品を生産した事業者は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑になされるよう、市の施策に協力する。(事業者)
- ⑦新たに事業をすすめるに当たって、取り扱う有害化学物質が環境中に排出されることによる影響について適正に配慮する。(事業者)
- ⑧事業所における事故などを防止するため、必要な設備の導入や安全な運転管理につとめる。(事業者)

## 市、市民、事業者の連携した取組

- ①市は、全市民的な化学物質の適正管理を、事業者や市民とともに行うための指針を示し、環境汚染の未然防止に向けた具体的な取組を検討する。
- ②環境ホルモンに関する産学共同による研究を実施する。

## 5 騒音、振動対策の推進

## 〈現状および課題〉

騒音、振動は各種公害の中でも日常生活に関係の深い問題であり、その発生源も多種多様です。また、公害に関する苦情のうちでも以前から件数の多いものとなっています。

自動車の騒音、振動については、道路管理者により、騒音の低減に効果のある低騒音舗装の施工、遮音壁の設置、家屋防音工事費の助成、路面の補修などの対策が行われています。また、鉄道騒音については、鉄道事業者により、新幹線鉄道における防音壁の設置、在来線鉄道のロングレール化などの対策が行われています。

横浜市では、高速自動車国道、自動車専用道路、国道および鉄道沿線地域に新たに建てられる集合住宅について防音対策指導を行っていますが、依然として交通騒音、振動に関する苦情が多くあり、特に道路交通騒音については、道路に面する地域における環境基準の達成率が低いことから、より一層の対策を講じる必要があります。

工場・事業場の操業に伴う騒音、振動については、工場では金属加工機械をはじめとして、破碎機、圧縮機および送風機などが、事業場では資材置場や残土置場での重機などの稼働が、飲食店などではカラオケ機器が主な発生源となっています。

建設作業にともなう騒音、振動に関する苦情は、その大半が法律の規制対象外の作業に対する苦情となっています。主な発生源は圧碎機などであり、屋外で行う作業のために対策が困難な状況です。

騒音、振動に関する苦情への対応について、横浜市では「市生活環境保全条例」にもとづき、夜間営業を行っている店舗などの利用者による騒音の防止に関する指針や、資材置場や残土置場などの屋外作業場から発生する騒音、振動に関する指導基準を定めて規制・指導をすすめています。また、集合住宅や住宅の密集した地域などにおける市民の日常生活から発生する生活騒音についても、指針を定めて対応しています。

また、これまで騒音として規制・指導の対象としてのみとらえてきた、都市の中にある音を「うるおい」や「やすらぎ」という観点からとらえ直し、人々に快く感じられ、親しまれる快適な音環境の実現に向けた取組も必要になっています。

〈目 標〉

<p><b>横浜市環境目標</b></p>	<p>市民が、振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適にすごしている。</p>
<p><b>目標達成のための指標</b></p>	<p>【騒音】 市民の住居を主とする地域においては、環境基準の地域類型Cにおいても住居が相当数占める場合も含め、地域類型「A及びB」(*)の指標の値とする。</p> <p>【振動】 市民の住居を主とする地域においては、以下のとおりとする。 振動 55dB以下 注 道路に面する地域における当面の指標は環境基準等とする。 新幹線鉄道など、別途、環境基準が定められているものはそれによる。</p>

( ※地域の類型  
A：専ら住居の用に供される地域  
B：主として住居の用に供される地域  
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 )

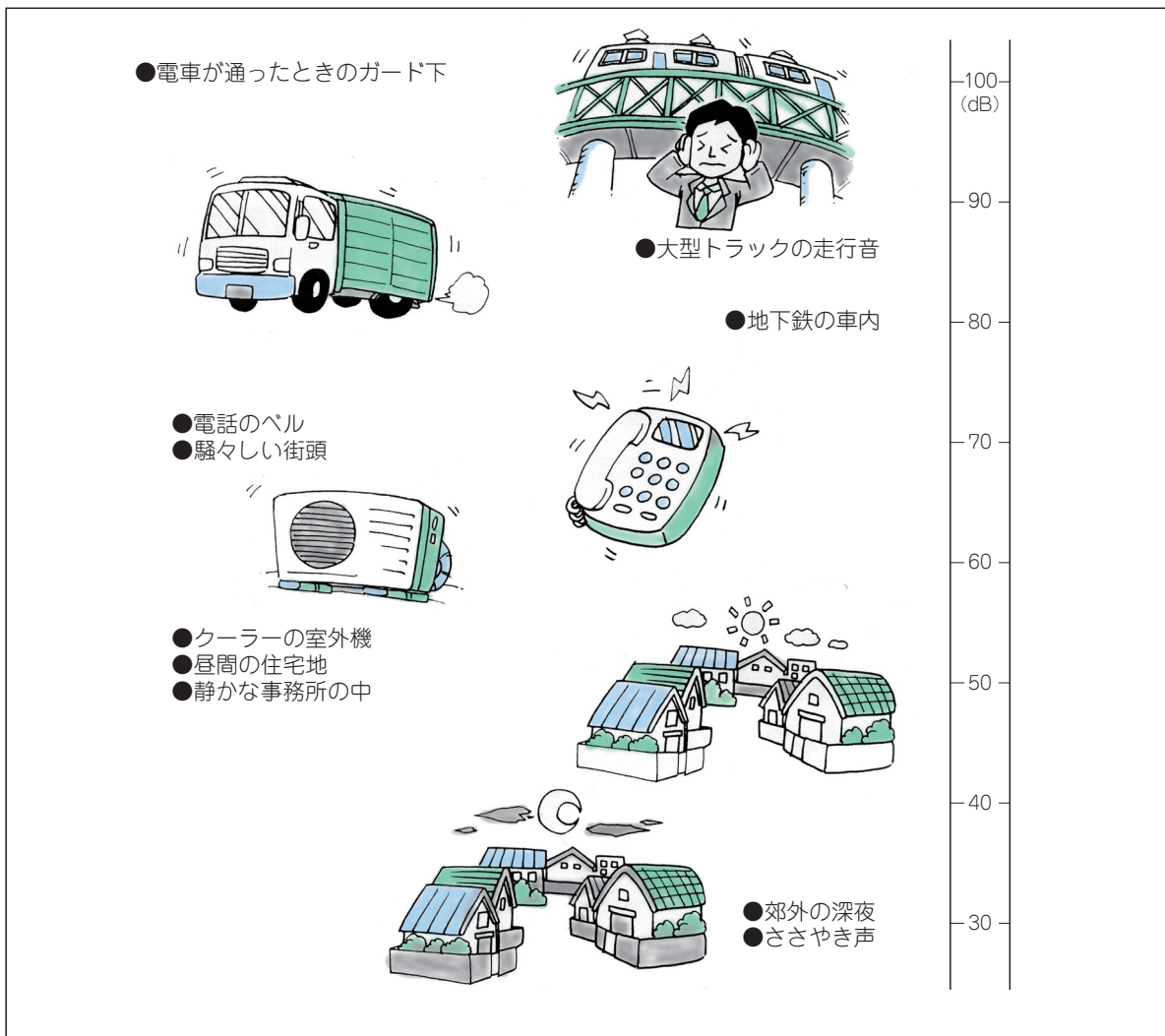
〈指標の説明〉

国の環境基準では、①特に静穏を要する地域、②主として住居の用に供される地域、③住居と併せて商業、工業等の用に供される地域など、地域を三類型に区分し基準を示すとともに、道路に面する地域については別途基準を示しています。(①の地域は横浜市には所在しません)

本市では、良好な生活環境を確保する観点から、本来の住宅地のみならず、住居が地域の相当数を占めるなど「市民の住居を主とする地域」においても上記の値を指標とします。また、道路に面する地域については、その環境基準の達成率が低いことから、環境基準をその指標とします。

振動については、環境基準が定められていないことから、地震の揺れに対する影響の大きさを区別した気象庁震度階において「人体に感じないで地震計に記録される程度」である「震度0」を指標とします。

騒音のめやす



## 〈目標達成のために必要な取組〉

市の取組
①道路交通騒音、振動については、測定結果などをふまえて道路管理者と協議し、低騒音舗装の施工、遮音壁の設置などの対策をすすめる。
②鉄道騒音、振動についても、測定結果などをふまえて鉄道事業者と協議し、軌道の改善・車両整備などの対策をすすめる。
③高速道路・国道沿道と鉄道沿線に近接して新たに集合住宅を建設する事業者に対して、引き続き防音対策指導をすすめる。
④工場・事業場の騒音、振動については、事業者に対して、法令にもとづく規制・指導をすすめるほか、住工混在によって生ずる問題への対応策を検討する。
⑤特定建設作業にともなう騒音、振動については、法律にもとづき規制・指導を行うほか、事前に周辺住民への工事内容、工事期間などの周知により、住民の理解を得るよう指導する。
⑥生活騒音については、「市生活環境保全条例」にもとづき、当事者間同士の話し合いによる解決が円滑にはかれるよう調整役を担う。
⑦夜間営業にともなう騒音については、「市生活環境保全条例」にもとづき、飲食店などにおける夜間騒音や夜間営業にかかわる外部騒音の防止について規制・指導をすすめる。
⑧騒音、振動対策については、発生源への規制・指導をすすめるとともに、住工混在地域の土地利用の適正化を検討する。
⑨「音環境配慮指針」をもとづき、地域の快い音風景を発掘・保全・創造し、音環境の面を組み入れた街づくりに向けた調査・検討をすすめる。

市民、事業者の取組
①資材置場や残土置場など、屋外で作業を行う場合は騒音及び振動による公害の防止につとめる。(事業者)
②日常生活にともなって発生する騒音又は振動により周辺の生活環境を損なうことのないよう配慮するとともに、相互に協力して地域の快適な生活環境の保全につとめる。(市民)
③自動車の運転、音響装置の使用に当たっては、近隣に迷惑をかけないように注意する。 (市民および事業者)
④工場・事業場の新設・改修に当たっては騒音などによる周辺への影響を考慮する。(事業者)

## 第3節 自然環境の保全及び快適環境の創造

### 1 緑と水にふれあえる街づくりの推進

#### 〈現状および課題〉

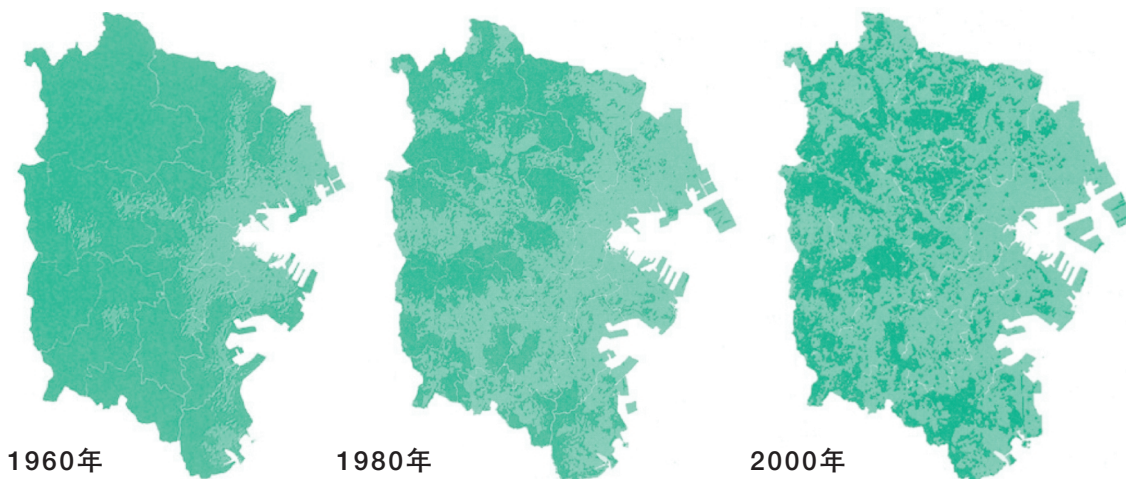
公園や緑地などの「緑」や、川や海などの「水辺」は、市民の暮らしにうるおいとやすらぎを与え、都市の魅力を生み出すとともに、ヒートアイランド現象の緩和や大気汚染等の緩衝などの機能を有しています。また、四季折々の豊かな自然とのふれあいは環境教育・環境学習の面からも大変重要であり、身近な場所で市民が憩い、さまざまな自然にふれることができる緑と水を活かした都市環境づくりをすすめる必要があります。

横浜市域は、1960年代には6割が緑におおわれていましたが、宅地開発等、都市化の急速な進展により緑地などが著しく減少し、平成13（2001）年度には約3割となっています。また、水辺空間も減少していることに加えて、緑地が失われたことなどにより自然の保水機能が著しく低下し、平常時には河川の水量が極端に少なくなるなど、水の流れは自然の循環系や水域の生態系を保てなくなっています。一方、臨海部ではほぼ全域で埋立てが行われ、金沢地区のように自然再生につとめている所もありますが、市民が日常的にふれあうことのできる海岸線は限られています。

このようなことから、横浜市では、平成9（1997）年11月に「横浜市緑の基本計画」を策定し、緑の総量の保全、回復をめざして、樹林地の保全、農地の保全や市民の農とのふれあい、公園の整備や身近な緑化の推進などの具体的な施策を展開しています。平成11（1999）年10月には「水環境マスタープラン」を策定し、流域ごとに水質の向上、水量の回復、生態系への配慮、周辺環境との調和を考慮した総合的な整備方針を明らかにしています。また、平成9（1997）年3月に策定した「横浜港港湾計画」では、市民が日常生活の中で気軽に訪れ、憩うことのできる緑地や海辺の広場などの整備を行うこととしています。

今後は、これらの計画にもとづき、「緑」や「水辺」を一体としてとらえ、市民が自然に親しめる都市環境を創り出していくことが求められています。

## 横浜市の緑の変遷



1960年

1980年

2000年

## 河川や水路などの環境整備の状況

### ★川の生態系の観察などができる親水拠点

……………23か所

まちのシンボリックな河川を周辺の景観や地域と一体となった改修を行い、人と動植物にやさしい水辺拠点として整備



### ▲川辺の散歩道……………21.7km

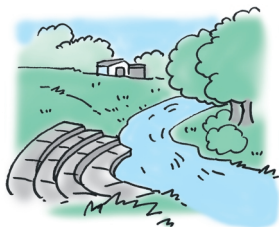
河川管理用通路などを利用して、植栽やベンチ等の修景施設をほどこした散歩路として整備



### ○河川や水路などの環境整備……………68か所 (38.6km)

#### 小川アメニティ事業

川の源流に近い場所などで、自然の環境が残されているところを、周辺との調和と動植物が生育できるよう配慮して整備



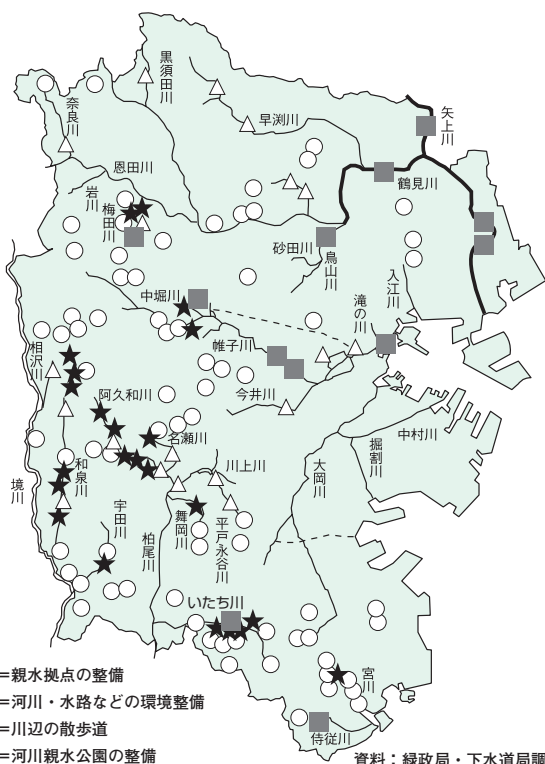
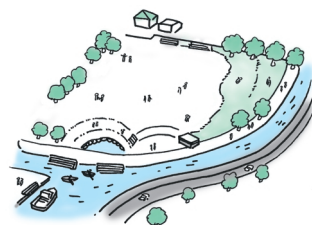
#### せせらぎ緑道

市街地において、廃水路となった比較的幅の広い水路について、せせらぎを再生し、緑道を整備



### ■河川親水公園……………17.3ha

河川区域に隣接し、河川と一体的に整備した公園や河川敷自体を公園化したもの



- ★=親水拠点の整備
- =河川・水路などの環境整備
- △=川辺の散歩道
- =河川親水公園の整備

資料：緑政局・下水道局調べ  
平成14(2002)年度



## 〈目 標〉

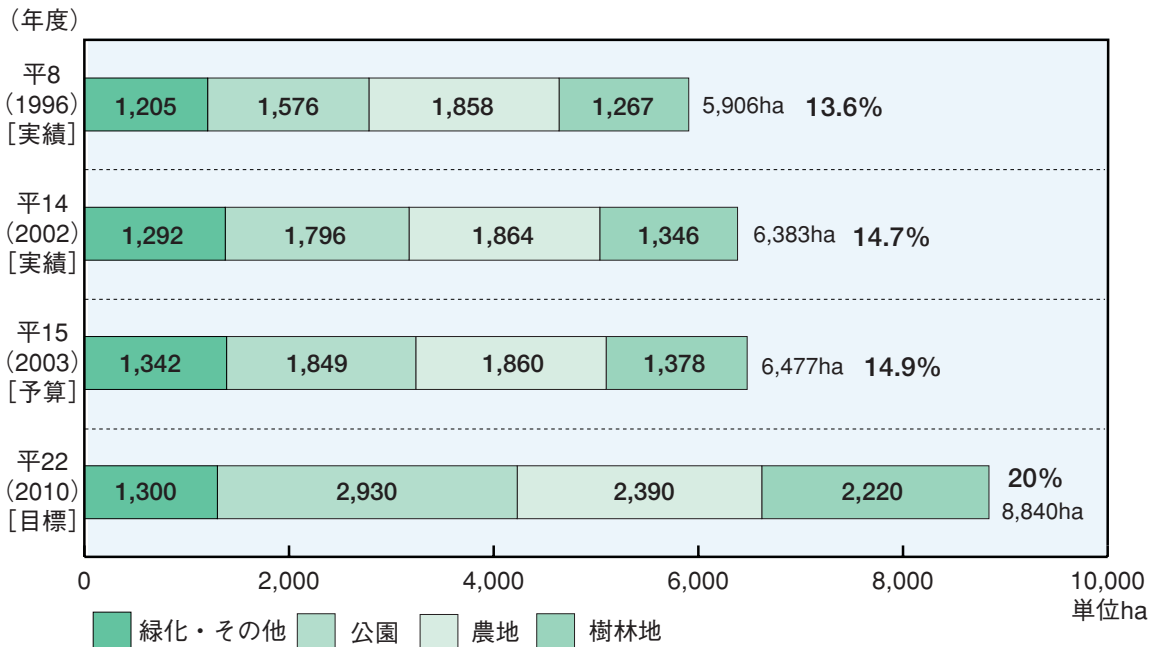
横浜市環境目標	<p>緑・市域面積の約20%が緑のオープンスペースとして確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の緑の総量を確保する。</li> </ul> <p>水・地下水のかん養が行われ、河川や水路に豊かな水量が確保されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・うるおいとふれあいのある水辺空間の整備がすすめられている。</li> </ul>
目標達成のための指標	<p>緑</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>[樹林地] 2,220ha (緑地保全地区、市民の森など)</li> <li>[農地] 2,390ha (農業専用地区、農用区域、生産緑地など)</li> <li>[公園] 2,930ha (都市公園、港湾緑地、こどもの遊び場など)</li> <li>[緑化・その他] 1,300ha (街路樹、公共施設緑化、工場緑化、公開空地など)</li> </ul> <p>合計 8,840ha (市域面積の約20%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑被率31%を維持する。</li> </ul> <p>水・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 52か所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川や水路などの環境整備 117km</li> </ul>

## 〈指標の説明〉

緑：緑の目標数値は、「横浜市緑の基本計画」に掲げる、樹林地、農地、公園、緑地その他の4つの事業内容ごとの平成22（2010）年における緑の確保目標水準を合計したものとします。

水：うるおいとふれあいのある水辺空間を求める市民ニーズが高まる中で、現状の河川では、柵の設置や直立護岸など水に親しみにくい構造となっています。そのため、河川敷、管理用通路や周辺を快適に整備するとともに、身近な水路をせせらぎ緑道、小川アメニティなどの手法により、水に親しむ場として整備するため、上記に示した指標を平成22（2010）年における達成水準としてその実現をめざすこととします。

## 緑のオープンスペース確保実績と目標



### 〈目標達成のために必要な取組〉

市の取組
<p>①「緑」については、「横浜市緑の基本計画」に基づいて緑地の保全、創出及び活用に向けた施策の総合的展開を図る。</p> <p>〈樹林地の保全・活用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の七大拠点や郊外部のまとまりのある樹林地の保全・活用をすすめる。</li> <li>・市民が利用できる樹林地は市民の森などとして保全・活用をすすめる。</li> <li>・市街地の樹林地の保全をすすめる。</li> <li>・開発区域内の樹林地を協定の締結により保全する。 等</li> </ul> <p>〈農地の保全・活用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な農地を農用地区域、農業専用地区などとして指定する。</li> <li>・市街化区域の農地を生産緑地として指定し、市民農園などに活用する。</li> <li>・地域の特産物の生産や農体験の拠点として恵みの里やふるさと村の整備をすすめる。</li> <li>・市民農園の設置など農とのふれあいを推進する。 等</li> </ul> <p>〈公園の整備と管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の七大拠点に横浜のシンボルとなる公園を配置する。</li> <li>・市街地を望む丘に防災性にも配慮した公園を配置する。</li> <li>・郊外部に運動公園、総合公園を配置する。 等</li> </ul> <p>〈緑化の推進〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨海部、街路、駅前広場などの緑化を推進する。</li> </ul>

- ・学校などの公共施設の緑化を推進する。
- ・工場などの緑化を推進するとともに、緑地協定地区を拡大する。
- ・建ぺい率の高い地区では公開空地や屋上の緑化を推進する。 等

②「水」については、水系、水域（海域を含む）ごとの基本的なあり方を定めた「横浜市水環境計画」にもとづく施策を展開するとともに、「水環境マスタープラン」にもとづき流域ごとに水質の向上、生態系への配慮、周辺環境との調和も考慮した整備を行う。

また、「横浜港港湾計画」にもとづき、市民が親しめる水辺づくりをすすめる。

〈水質の改善〉

- ・事業所排水の規制・指導、下水の高度処理の推進などにより水質を改善する。

〈水量の回復〉

- ・水源域での緑地の保全などによる水源の保全、雨水浸透施設や透水性舗装の推進による地下浸透の推進、高度処理水等の導入などにより水量の回復をはかる。

〈水辺の確保〉

- ・せせらぎの復元やオープン水路の確保、遊水池の利用などにより水辺の確保をはかる。

〈生物生息環境の回復〉

- ・自然の水辺の保全や自然性の回復、水辺に沿った自然のつながりなどネットワークとしての整備により生物生息環境の回復をはかる。

〈周辺環境との調和〉

- ・水辺の親水性を高める整備やプロムナード、歴史資産や緑と一体の水辺環境の整備などにより周辺環境との調和をはかる。

（臨海部の水辺）

臨海部の公園や、それらを結ぶ水際線にみなとの散歩道を整備するとともに、金沢・磯子地区、鶴見・神奈川地区の臨海部に、緑の連なる海岸線を整備し、海の広場づくりなどをすすめる。また、海の遊びが楽しめる場づくりをすすめる。

**市民、事業者の取組**

- ①工場緑化など事務所・事業所の緑化を推進するとともに、生け垣など地域の緑化をすすめる。  
（市民および事業者）
- ②雨水浸透ますの設置可能な場所では、積極的に設置するとともに、雨水の有効活用につとめる。  
（市民および事業者）
- ③身近な緑や水辺を守るための地域の活動などに積極的に参加する。（市民）

**市、市民、事業者の連携した取組**

- ①よこはまの森育成事業（所有者・市民による間伐など管理活動への助成）を推進する。
- ②市民の森など緑地保存事業の実施により、市と市民が連携した民有緑地の保全・活用を促進する。
- ③公園などの愛護会や緑・生物を保護育成する市民グループなどによる身近な緑や水辺の管理を促進する。

## 2 生物生息空間の保全・創造

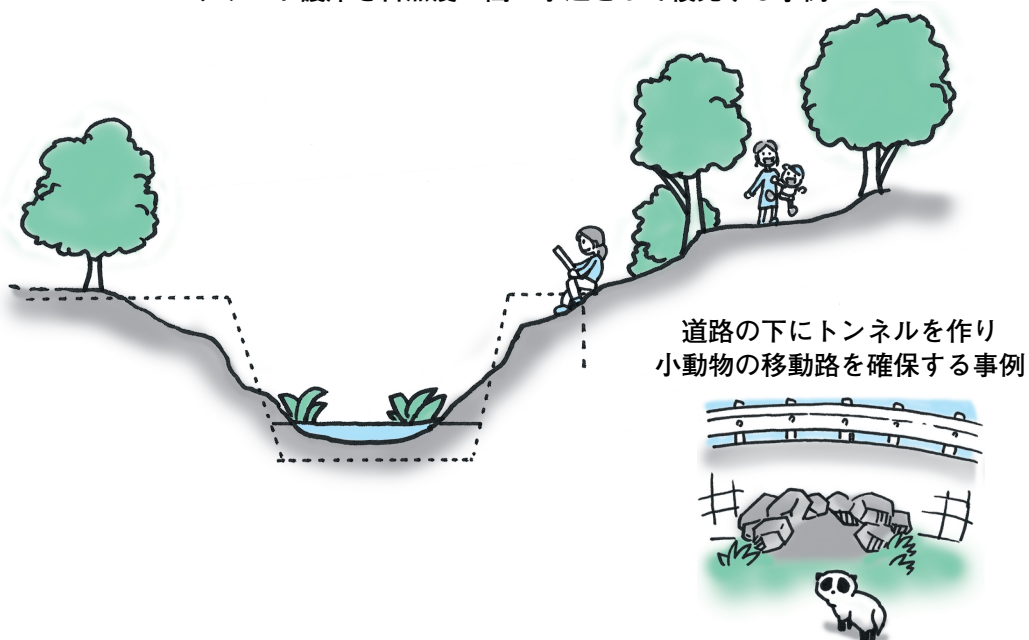
### 〈現状および課題〉

横浜市は多摩三浦丘陵の中央部に位置し、地形的な特徴としては、丘陵や段丘、谷戸が複雑に入り組み、市内の中小河川のほとんどがその谷戸を源流としています。丘陵地や谷戸の自然環境は、樹林地や農地など、人と自然が共同で作りあげてきたものが基本となっており、特に谷戸は、多くの生物が生息する水と緑の一体的な空間として重要です。

しかし、都市化の進展にともなって、生物の生息空間として重要な緑地や水辺が著しく減少するとともに島状化し、個々の自然地の生物相や生態系の劣化も生じています。また、従来は、河川は治水対策としてコンクリートの護岸で覆われ、汚水等の流入により水質汚濁が進行するなど、水域においても生物の多様性が失われてきました。

そこで、まとまった緑や水辺のような現存する重要な生物の生息空間を保全するとともに、かつて市内で見られた動植物が再び生息・生育できるように、これらの緑や水辺相互のつながりを確保することが必要であり、特に、河川の源流域から河口まで市内にあるという横浜の特徴から、丘―川―海のつながりを一つのまとまりとして捉えたエコロジカルネットワークの形成が重要となっています。横浜市では、市民や事業者の参加により、それぞれの地域にふさわしい手法でエコアップ（生物の生息に配慮した環境の改善）を推進し、自然環境の質を高める活動を全市的に展開していくため、平成10（1998）年2月に「環境エコアップマスタープラン」を策定しています。

コンクリート護岸を自然度の高い水辺として復元する事例



## 〈目 標〉

横浜市環境目標	まとまりとつながりのある緑地や水辺地が確保され、身近な動植物とふれあえる環境づくりがすすめられている。
---------	---

## 〈目標達成のために必要な取組〉

市 の 取 組
①「環境エコアップマスタープラン」にもとづき、地域にふさわしいエコアップを推進する。
②まとまった緑地、河川源流部の山林や谷戸の河川沿いの水辺地など、生物の生息空間として重要な自然については、極力保全する。
③河川では、河川構造を瀬や淵などのある生態系に配慮した構造に再整備し、海では緩傾斜護岸、消波護岸の採用や生物の生息を目的とした人工干潟の造成など、河川・沿岸域における生物生息空間の再現をはかる。
④緑や水辺のつながりを確保するため、エコロジカルネットワークの整備・充実をはかる。
⑤生物生息空間の保全・創造に関するノウハウ、技術の開発・提供・導入を推進する。
⑥学校の校庭や公共施設などにおける生物生息空間の創出をはかり、身近なエコアップの場を確保する。
⑦市民、事業者の自主活動や参加による身近なエコアップ活動を促進する。
⑧市民や事業者はもとより、国や県、周辺自治体とも連携してエコアップに取り組むとともに、情報や技術の交流促進と向上をはかる。

市、事業者の取組
①地域の生物生息空間の保全・創造などの取組に積極的に参加・協力する。(市民および事業者)
②土地利用や事業の実施に当たっては、生態系の保全などについて適切な配慮をする。(事業者)
③工場の敷地や庭などの植栽に当たっては、地域の特性に配慮した樹種を選択する。(市民および事業者)

市、市民、事業者の連携した取組
①市民参加によるホタルの里やトンボの池など各種生物とのふれあいの場づくりを促進する。
②地域のエコアップ活動に関する市民との連携を推進する。

## 3 良好な都市景観の保全・創造

## 〈現状および課題〉

歴史上の旧跡や建造物などは、地域の個性や街の雰囲気を作り出す重要な資源です。横浜の都心部には、開港以来の歴史的・文化的遺産が残されており、港町ヨコハマの雰囲気を伝える街並みが市民や来訪者に親しまれているとともに、みなとみらい21地区の都市景観は、横浜ベイブリッジなどとともに新しい横浜のシンボルとなっています。

また、郊外部には、農村の風情を伝える古民家や社寺が残されており、貴重な地域資源となっています。

一方、横浜港、根岸湾、金沢・平潟湾の3つの湾や海を望む丘とその丘に存在する樹林地、市内を流れる鶴見川、入江川・滝の川、帷子川、大岡川、宮川・侍従川、柏尾川、境川の7つの河川の水系とそれらに沿った斜面林、源流域の谷戸は本市の景観を特徴づける重要な自然資源です。

都市景観の美しさを形成するこれらの自然的環境や歴史的資源を保全、活用することにより、横浜独自の個性と魅力あるまちづくりや、地域の特性に合わせた魅力ある都市空間の創造に取り組むことが必要であり、平成12（2000）年1月に策定した「横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）」でも方針のひとつとしています。

〈目 標〉

横浜市環境目標	美しい景観と歴史が息づく、文化の香り高い快適な街が形成されている。
---------	-----------------------------------

〈目標達成のために必要な取組〉

市 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①快適な生活環境の創造をめざし、都市の身近な自然的資源である河川、海や緑を活かしたまちづくりを総合的に推進する。</li> <li>②横浜市を象徴する歴史的景観の保全を推進する。</li> <li>③「公共サインガイドライン」の運用や公共建築などについてのデザイン調整により、魅力ある都市空間の創造をすすめる。</li> <li>④都市景観等の観点から市街地内の優良な斜面緑地などの重要な緑地の保全につとめる。</li> <li>⑤自然景観として重要な意味を持つ水辺の保全につとめる。</li> <li>⑥臨海部においては、「街づくりガイドライン」や「みなと色彩計画」の推進などにより、魅力的な景観のみなとづくりをすすめる。</li> <li>⑦水際線に緑地やプロムナードを整備し、市民が憩い親しめるウォーターフロント空間を創出する。</li> </ul>

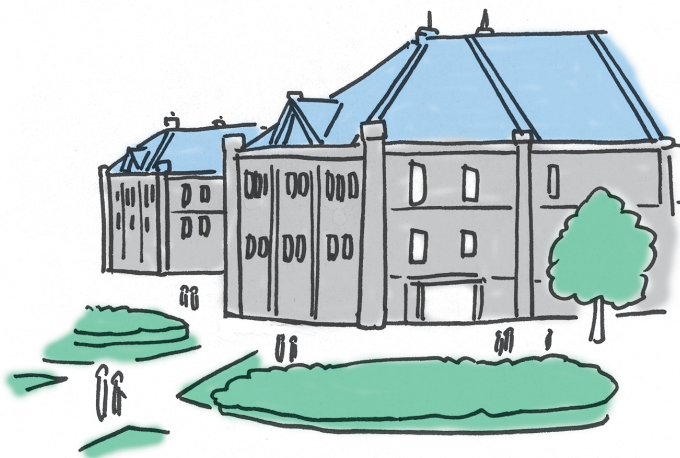
市民、事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①道路沿いは生け垣とし、庭やベランダ、敷地などの緑化につとめる。（市民および事業者）</li> <li>②建物の外壁の色は、周辺の景観と調和するようにつとめるなど、地域の景観の保全・創造などの取組に積極的に参加・協力する。（市民および事業者）</li> <li>③高層建築物などの配置・形態は、周辺の景観と調和するようにつとめるなど、土地利用や事業の実施に当たっては、都市景観の保全などについて適切な配慮をする。（事業者）</li> </ul>

### 市、市民、事業者の連携した取組

- ①まちづくり協定、緑地協定、地区計画、建築協定など、市、市民、事業者の連携による地区ごとのルールづくりを推進する。
- ②「歴史を生かしたまちづくり要綱」にもとづき、残された歴史的資産を再評価し、所有者の協力を得て街づくりの資源として積極的に保全と活用をはかる。

## 第2章

### 施策の展開と市、市民、事業者の取組



## 第4節 少負荷型・循環型都市の形成

### 1 少負荷型・循環型の都市づくりの推進

#### 〈現状および課題〉

横浜市をはじめとする大都市では、経済の発展や人口の増加にともない、エネルギーの大量消費、廃棄物の増加、窒素酸化物等による大気汚染など、環境への負荷が集積しやすい構造を持っています。また、市民生活の質的向上に対する市民の要望が一段と高まっており、質の高い良好な都市環境の創造が求められています。

こうした環境への負荷の低減および快適な生活環境の享受という身近な都市環境に対する要望等を実現するためには、都市の再開発事業をはじめとする様々な街づくり事業において、良好な都市環境の保全と創造にかかわる施策を総合的かつ計画的に実施することが求められており、環境に配慮した都市の形成という観点にもとづき、都市環境政策を一層重点的に行うことが必要となっています。

さらに、物や人の流れにともなう環境負荷の低減をはかるために、これに資する公共交通網の整備と、道路網の体系的な整備、船舶による効率的な物流の実現、臨港道路の整備等により、環境負荷が低減された健全で豊かな都市環境を実現することが課題となっています。

また、横浜の経済活動においても、資源、エネルギーの効率的利用の促進、環境関連産業の振興、育成をはかるとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、日常生活から事業活動のあらゆる面で、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用による循環型社会を実現することが重要です。

#### 〈目 標〉

横浜市環境目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境への負荷が低減された都市の形成や都市交通体系、港湾環境の整備がすすめられている。</li> <li>・ 資源の循環的な利用が行われる循環型社会の形成がすすめられている。</li> </ul>
---------	--

#### 〈目標達成のために必要な取組〉

市の取組
<p>①環境への負荷が低減され、良好な都市環境を形成するため、地域冷暖房や雨水利用施設の整備、下水処理水の再利用、屋上緑化・壁面緑化や風の道、周辺の水辺空間の整備など、地域特性に応じ、可能な事業を実施する。</p> <p>②鉄道をはじめとする公共交通網と環境に配慮した道路網を体系的に整備するとともに、交通の目的に応じて、電車やバスなどの公共交通機関が効率的に利用されるよう、総合的な交通運営管理手法の導入を</p>



すすめ、利用しやすい交通体系の確立をはかることにより、環境への負荷をより低減させる都市づくりを行う。

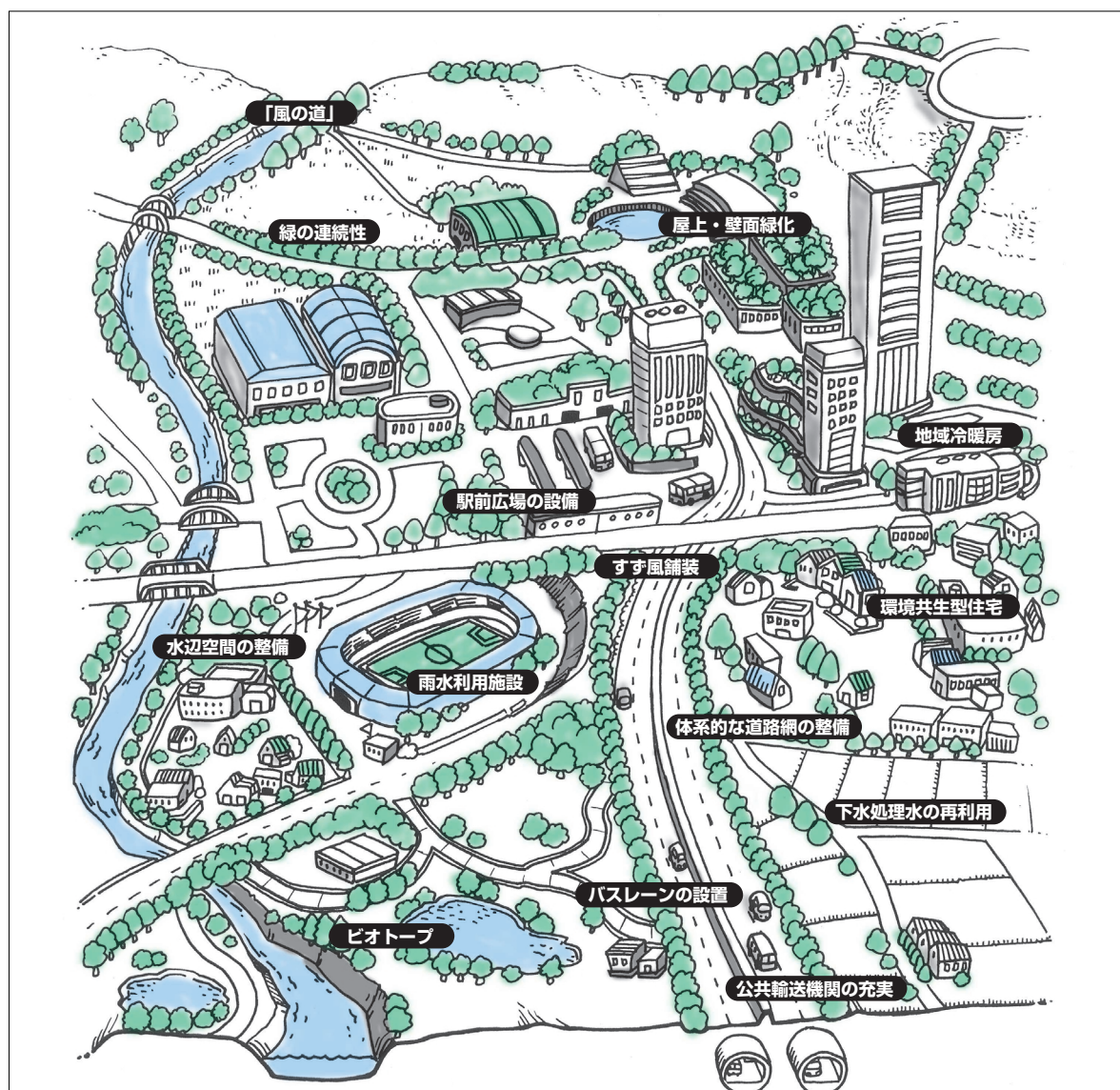
③市内のほとんどの地域で最寄駅へおおむね15分で行けるように、幹線道路、地区幹線道路、駅前広場などの整備、また、バス路線の再編、拡充、バスレーンの設置や交通規制などをすすめ、駅へのアクセスを中心としたバス交通の改善をはかる。

④港湾地区の整備・利用にあたっては、海域への負荷の低減、水質・底質の改善、生物の生息環境の保全、親水性や魅力ある景観づくりなどにつとめ、健全で豊かな港湾環境の実現をはかる。

⑤資源の循環的な利用が行われる循環型社会の形成に向け、事業所における資源・エネルギーの効率的利用の促進など、環境への負荷の低減に向けた取組の促進・支援、および環境関連産業の振興、育成をはかる。

### 市、市民、事業者の連携した取組

市民・事業者・行政の相互協力により環境に配慮した都市の形成や循環型社会の実現をめざす。



## 循環型社会推進のための関係法について

平成12（2000）年に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、この中で「発生抑制、再使用、再生利用」という廃棄物処理の優先順位や、市、市民、事業者それぞれの責務が明確にされた。また、これに前後して、各種リサイクル法が整備された。

循環型社会  
形成推進  
基本法の制定  
(平成12(2000)年)

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の制定（昭和45（1970）年）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の制定（平成12（2000）年）（平成3（1991）年に制定された再生資源利用促進法の改正による）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の制定（平成7（1995）年）
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の制定（平成10（1998）年）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の制定（平成12（2000）年）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の制定（平成12（2000）年）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の制定（平成12（2000）年）
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の制定（平成14（2002）年）

## 2 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正処理の推進

### 〈現状および課題〉

低迷が続く厳しい経済状況の中にあっても、横浜市の平成13（2001）年度における産業廃棄物の発生量は1,085万トンに、最終処分量は137万トンにのぼっています。

さらに、産業廃棄物は量的増大ばかりではなく、有害物質や感染性などの特性を有し特別な管理を要する廃棄物の増大も見られるなど、質の多様化も進んでおり、産業廃棄物の資源化、減量化にも影響を与えています。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成11（1999）年に制定され、廃棄物焼却炉に対する規制が厳しくなり、焼却を停止する炉も見られるなど、焼却による産業廃棄物の減量化が難しくなっています。

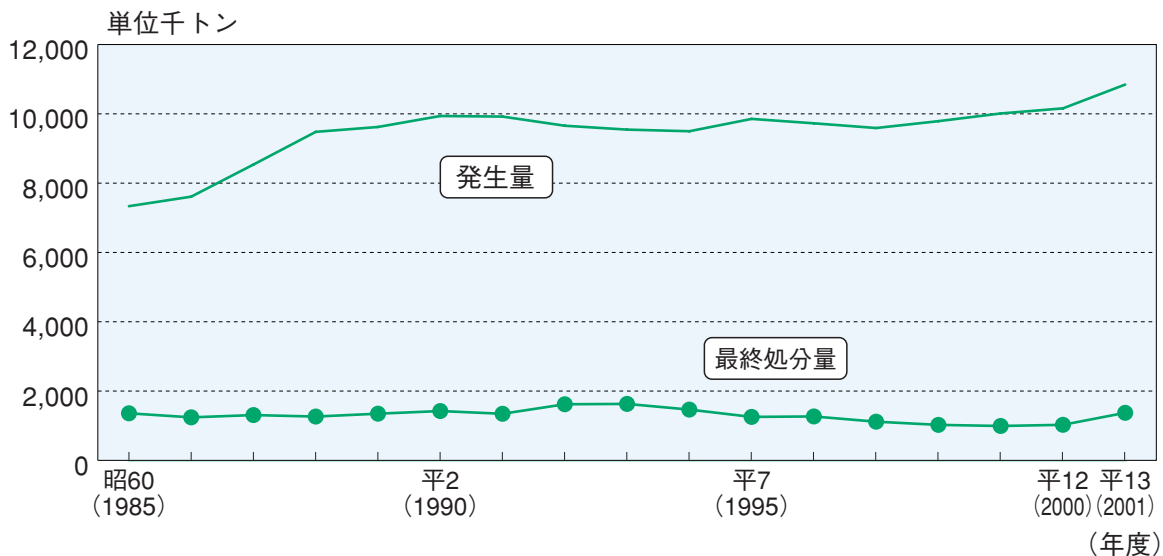
このため、事業者においては、ごみになりにくい製品や適正な処理が容易な製品を製造したり、事業者自らが適正に資源を循環的に利用したりするなど、産業廃棄物のより一層の資源化、減量化への取組が必要となっています。

事業活動にともなって排出される産業廃棄物については、排出事業者が自らの責任により、適正に処理することが原則となっています。しかしながら、全国的に産業廃棄物最終処分場の残存容量が年々減少する一方で、産業廃棄物処理施設の新規立地については地域住民の理解を得にくい面があるなど、円滑に進んでいないのが現状です。

このようなことから横浜市では、排出事業者責任を補完することにより産業廃棄物の適正処理を確保する観点から、公共関与による最終処分場の整備や建設廃材（コンクリート、アスファルト廃材）の資源化再利用プラントでの再生利用、廃棄物交換システムの運用により、産業廃棄物の再資源化をすすめています。また、下水処理にともない発生する汚泥については、セメント原料・改良土・レンガへの活用など資源として有効活用をはかっています。

さらに、産業廃棄物の適正処理と円滑な事業活動を確保する観点から、横浜市では、神奈川県、川崎市と共同して、資源化・減量化を進めるためのモデル施設として中間処理リサイクル施設の運営を行っています。

横浜市における産業廃棄物の発生量・最終処分量



〈目 標〉

横浜市環境目標	適正処理が確保され、資源化、減量化の促進により処分量が極力抑制されている。
目標達成のための指標	最終的に処分される量を、現状の処理体制の維持を前提として予測した141万トに対し、その23%を削減した109万トンとする。

〈指標の説明〉

平成22（2010）年における市内の産業廃棄物の発生量は1,288万トンに、処分量は141万トンになると見込まれていますが、市、事業者が減量化対策を徹底して行うとした場合、すなわち公共、民間とも発生抑制につとめ、資源化、減量化について、新規の処理技術の採用など相当の努力を行う場合、達成可能と予測される上記の数値を指標とします。

## 〈目標達成のために必要な取組〉

市の取組
<p>①「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から資源循環型社会への転換」、「環境に負荷の少ない廃棄物処理の推進」、「安全で安心できる廃棄物処理施設の整備」を基本方針とした「横浜市産業廃棄物処理指導計画」により、事業者への指導をすすめるとともに、市民に対する普及啓発活動を行う。</p> <p>②廃棄物の発生抑制、資源化、減量化等を推進するため、「廃棄物自主管理の手引き」を作成し、多量排出事業者に対して、製造から廃棄までの「自主管理計画」の策定指導を行う。</p> <p>③産業廃棄物処理業者に対する規制・指導を強化し、産業廃棄物の適正処理を推進する。</p> <p>④特別管理産業廃棄物多量排出事業者に対して、廃棄物の適正管理、適正な処理処分、資源化、減量化等の方法を盛り込んだ廃棄物の処理計画の策定指導を行う。</p> <p>⑤マニフェスト（産業廃棄物管理票）による適正管理の指導を行う。</p> <p>⑥公共関与による産業廃棄物最終処分場での処分や建設廃材の資源化再利用プラントでの再生利用をすすめ、事業者に対する支援を継続して行う。</p> <p>⑦公共関与による産業廃棄物最終処分場を整備する。</p> <p>⑧産業廃棄物の不法投棄防止対策を推進する。</p> <p>⑨廃棄物焼却炉を設置する事業者への指導を行う。</p>

市民、事業者の取組
<p>①産業廃棄物の発生量を抑制するため、製造工程の改善、合理化をはかる。（事業者）</p> <p>②産業廃棄物の資源化、減量化を一層すすめるとともに、再生品や再生資源の積極的な使用につとめる。（事業者）</p> <p>③産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収を行うことにより廃棄物の適正処理・資源化を促進する。（事業者）</p> <p>④産業廃棄物の処理・処分施設の整備をすすめる。（事業者）</p> <p>⑤事業活動にともなって発生するダイオキシン類による環境の汚染防止の対策を推進する。（事業者）</p> <p>⑥産業廃棄物と消費生活とのかかわりや産業廃棄物処理の重要性についての理解を深めるとともに、日常生活の中で再生材を用いた商品等を積極的に利用するようにつとめる。（市民）</p>

市、市民、事業者の連携した取組
<p>①廃棄物交換システムの効果的な運用による事業者の廃棄物の資源化、減量化を促進する。</p> <p>②建設リサイクル法に定められている各々の役割を果たし、建設廃棄物の再資源化を推進する。</p>

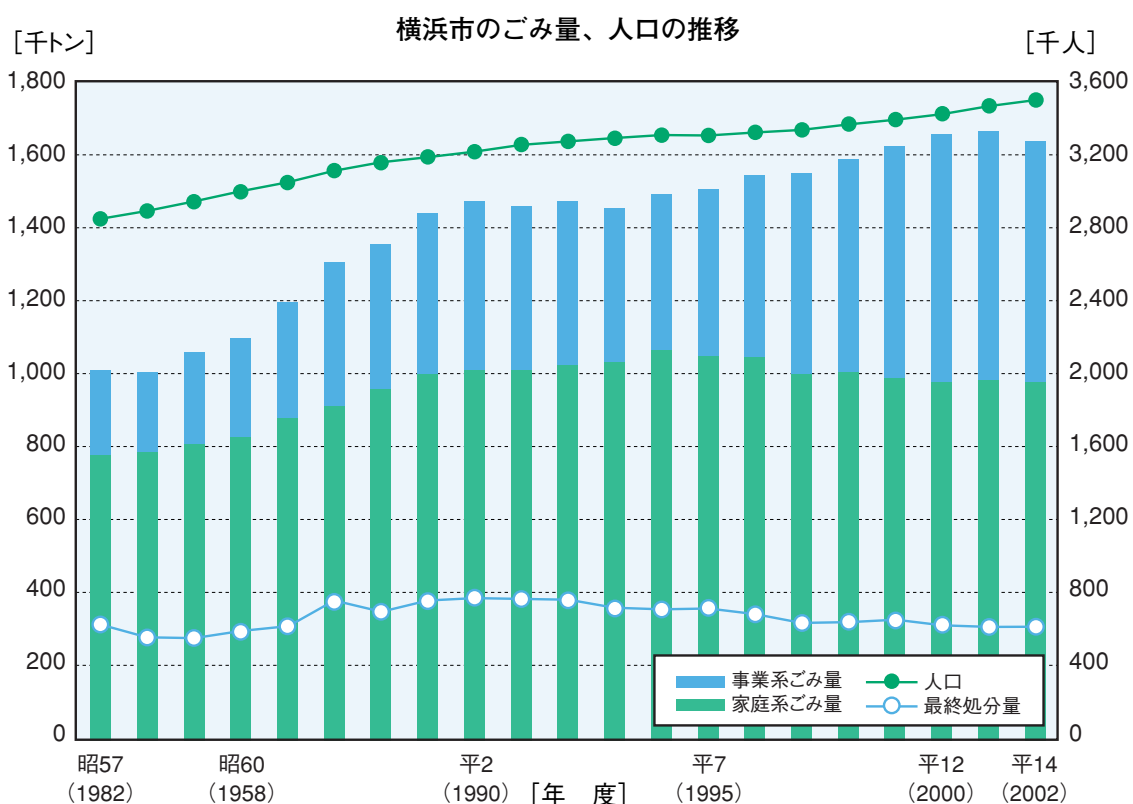
### 3 一般廃棄物の減量化・資源化、適正処理の推進

#### 〈現状および課題〉

市内の家庭や事業所などから排出される一般廃棄物の量は、平成14年(2002)年度は164万トンで、年々増加傾向にあり、環境への負荷も増大してきました。これまで横浜市では一般廃棄物対策としては、焼却と埋立処分が中心でしたが、現在では「循環型社会形成推進基本法」にうたわれているように、まず廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、ごみの減量化・資源化をはかることが大変重要な課題となっています。また、平成11(1999)年には「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、ごみ焼却工場におけるダイオキシン類の対策はもちろんのこと、焼却処理が必要なごみの量を抑制し、最終処分量を削減することで、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減していく必要があります。

家庭などから生じるごみの問題は、製造・販売から消費・廃棄にいたるまで、モノの流れにかかわるすべての人に責任があり、将来の子どもたちに豊かな環境を残すため、市民・事業者・行政が協働して、ごみの削減に取り組むことが求められています。

そのため横浜市では、平成15(2003)年1月に「横浜市一般廃棄物処理基本計画(横浜G30プラン)」を策定し、市民・事業者・行政が協働して、一般廃棄物の減量化・資源化に積極的に取り組んでいます。



## 〈目 標〉

横浜市環境目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化・資源化を主眼においた処理システムが実現されている。</li> <li>・市民の日常生活の中でごみの減量化・資源化が実践できている。</li> <li>・省資源・循環型の企業行動が定着している。</li> </ul>
目標達成のための指標	平成22（2010）年度におけるごみ排出量を、平成13(2001)年度実績に対し30%削減する。

## 〈指標の説明〉

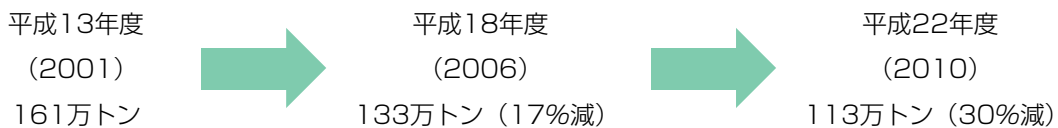
横浜G30プランのなかで、これまでの「焼却と埋立処分を中心とした」廃棄物対策から、「市民・事業者・行政が協働し、ものを大切にする生活スタイルを広め、発生抑制・再使用を推進し、徹底的な分別を行い、再生利用をすすめることで、焼却・埋立処分が必要となるごみをできる限り削減することを基本とする」廃棄物対策への転換をはかり、平成22（2010）年度のごみ排出量を平成13（2001）年度に対して30%削減することを計画目標としているため、上記の数値を指標とします。

※ごみ排出量とは、ごみとして排出されるもののうち資源物として排出されるものを除く量

## 横浜G30プランの策定

次世代に良質な都市環境を継承するため、循環型社会の形成を目指し、平成15(2003)年1月に「横浜G30プラン」（横浜市一般廃棄物処理基本計画）を策定した。

## 【計画目標（ごみ排出量）】



## 〈目標達成のために必要な取組〉

市の取組
①市民・事業者・行政が情報を共有するため、ごみ・環境情報を提供し、環境教育・環境学習を推進し、普及・啓発活動を推進する。
②市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量化を推進するため、市および各区にG30行動の推進組織を設置する。
③家庭系ごみについては、分別の徹底・分別収集の拡充をはかるとともに、自治会・町内会等による古紙・布などの資源集団回収を推進するための奨励金の支給や家庭用コンポスト容器等の購入助成を引き続き行う。また、市民が容易に利用できる常設の資源回収拠点として資源デポの整備をはかるとともに、店頭回収などをはじめとする事業者回収を推進する。
④事業系ごみについては、排出事業者による適正排出と資源化を推進するとともに、許可業者等による適正搬入と資源化を推進する。また、事業系一般廃棄物においても、マニフェスト制度により、適正な処理を行う。さらに、一事業者として市が率先した取り組みを行うとともに、静脈産業育成につとめる。
⑤環境に配慮したごみ処理を推進するため、収集・運搬の効率化をはかるとともに、ごみ焼却工場や最終処分場などの適正な運営・管理を行い、ダイオキシン類対策などの環境対策につとめる。
⑥環境にやさしい、きれいなまちづくりを推進するために、地域からの美化活動を推進したり、不法投棄防止対策を推進する。

市民、事業者の取組
①余分な包装を断ったり、リターナブル容器や詰め替えできる商品を選ぶ。(市民)
②食べ残しをなくす。(市民)
③フリーマーケットなど、リユースのしくみを利用する。(市民)
④分別のルールを守るとともに、店頭回収や資源回収ボックスを利用する。(市民)
⑤資源集団回収に参加したり、地域で行われるごみ減量リサイクル活動に積極的に参加する。(市民)
⑥資源となるものの分別排出を徹底するとともに再生品を積極的に利用する。(市民および事業者)
⑦長持ちする環境負荷の少ない製品をつくる。(事業者)
⑧簡易包装など、容器包装材を削減したり、リサイクルしやすい製品や資源化技術の開発に取り組む。(事業者)
⑨使用済み製品の回収・リサイクル、修理体制の確保につとめる。(事業者)
⑩リサイクルなどをすすめるため、製品情報を公開する。(事業者)
⑪自らの取組みを積極的に公表する。(事業者)

市、市民、事業者の連携した取組
市および各区にG30行動の推進組織を設置し、市民・事業者・行政が協働してごみ減量化を推進する。

## 4 建設発生土対策の推進

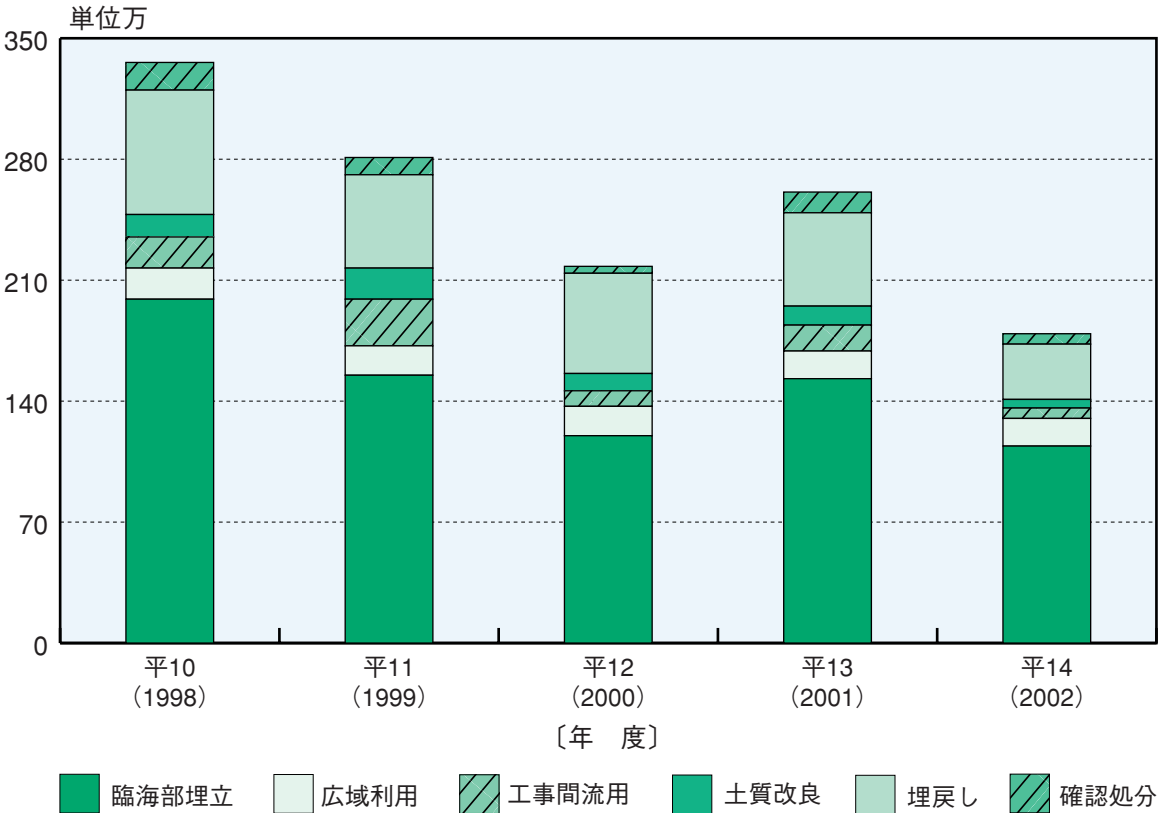
**〈現状および課題〉**

都市開発の活発化、地下利用の増大から、横浜市の建設発生土の発生量は、平成14(2002)年度には179万<sup>3</sup>にのぼっており、さらに引き続き行われる都市基盤整備や各種市民利用施設の整備にともなう発生が見込まれています。

しかしながら、都市化の進展や海面埋立事業の減少等により、建設発生土の受入適地の不足が深刻化しています。

今後、公共事業の円滑な推進をはかるためには、建設発生土の循環的な利用を確保する観点から、恒久的な輸送中継基地と安定的な受入空間の確保等が重要な課題となっています。

横浜市における建設発生土の再利用・適正処理の方法





## 〈目 標〉

横浜市環境目標	工事から発生する建設発生土が有効に利用されている。
目標達成のための指標	公共事業から発生する建設発生土の再利用率を100%とする。

## 〈指標の説明〉

建設発生土の再利用状況については、現状においてもほぼ100%に近い状況になっています。公共事業の円滑な推進、資源の有効利用の促進の観点から、将来にわたってもこの水準の維持・向上をはかっていくことが必要であることから、上記のとおり指標を設定し、その達成をめざすこととします。

## 〈目標達成のために必要な取組〉

市 の 取 組
①公共建設発生土については、指定処分制度（市の指定する場所へ搬出する）により埋立地用材としての活用をはかるとともに、地方港湾や首都圏内陸部での埋立・造成用材として広域利用を推進する。 ②民間建設発生土については、発生量など現況把握を行い、有効利用促進のための支援を検討する。

市民、事業者の取組
①建設工事の際は、適正な工法を選択や土質改良による埋め戻しを行うなど、建設発生土の発生量の抑制につとめる。（事業者） ②工事間流用等により再利用につとめる。（事業者）

## 5 エネルギーの効率的利用の推進

第5節 地球環境保全対策の推進 1 地球温暖化対策の推進 に掲載

## 第5節 地球環境保全対策の推進

### 1 地球温暖化対策の推進

#### 〈現状および課題〉

地球温暖化は、人間の活動によって、大気中の二酸化炭素やメタン、フロン類などの温室効果ガスの濃度が高まり、地球全体の平均気温が上昇することで、異常気象の頻発、海面の上昇、生態系の変化、人の健康や食料生産への悪影響などが懸念されています。

地球温暖化防止の取組は、国際的には、平成9（1997）年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「京都議定書」が採択されたことにより大きく前進しました。国内では、平成10（1998）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、平成14（2002）年には、京都議定書の目標達成に向けて同法を大幅に改正するとともに、「京都議定書」を批准しました。

横浜市では、平成13（2001）年12月に、地球温暖化対策を推進するためのマスタープランとして「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、横浜市における温室効果ガス排出量の削減目標を定め、市民・事業者・行政が一体となって取組を推進していくこととしています。

しかしながら、横浜市における温室効果ガスの排出量は基準年と比較して増加しており、削減目標の達成に向けては、全国と比較して排出割合の高い、家庭や事務所などから排出される温室効果ガスを削減する取組が重要です。

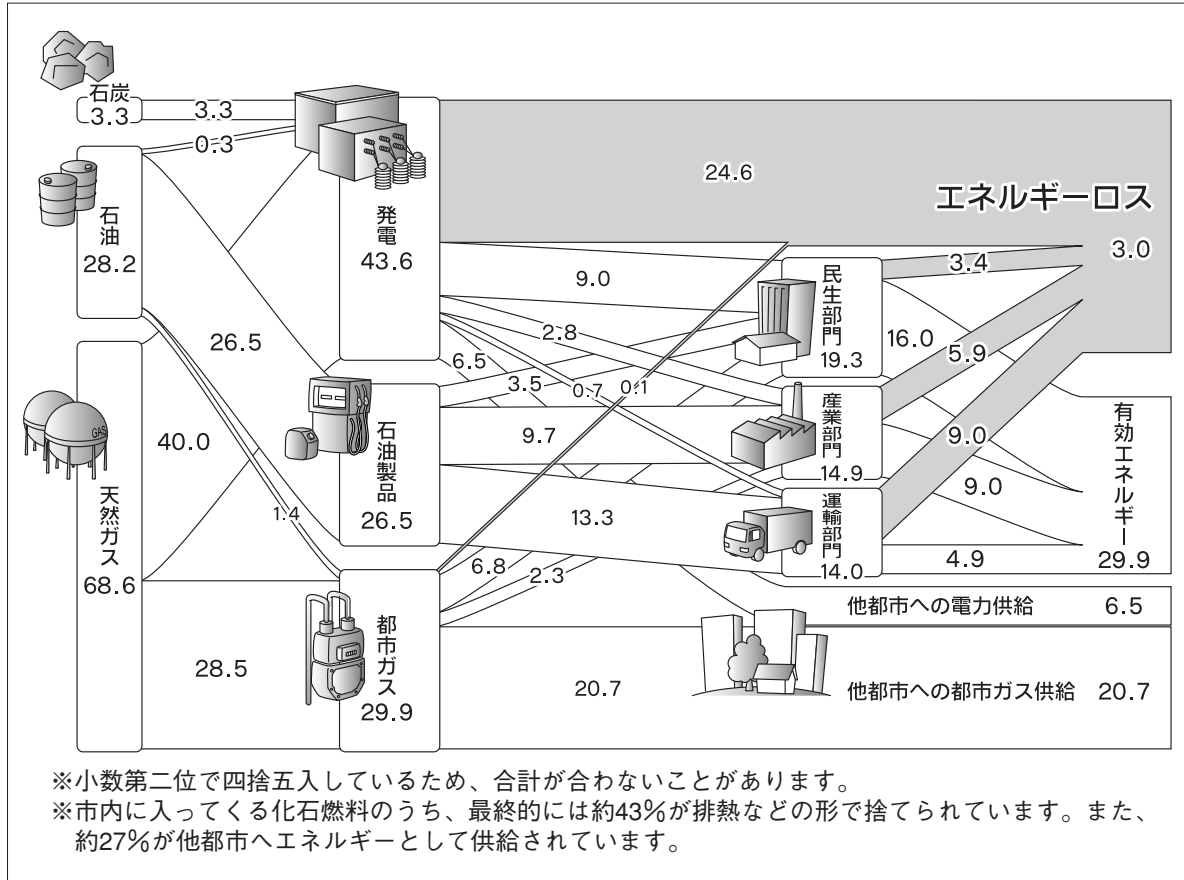
そのため、平成14（2002）年10月に設置した、市民・事業者・行政などからなる「横浜市地球温暖化対策地域協議会」において、市民や事業者の具体的な取組を促す対策について検討を行い、平成15（2003）年5月に「エコハマ温暖化防止アクションプラン」としてとりまとめました。

また、平成15（2003）年4月に施行した「市生活環境保全条例」では、大規模な事業所に対して取組の実施を促すため、一定量以上のエネルギーを使用する事業所に対して、地球温暖化対策計画書の作成や実施報告を行うことなどを義務付けています。

さらに、市自らが率先して地球温暖化防止に取り組むため、「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」を策定して取組をすすめています。

温室効果ガスの排出は、市民の日常生活や事業者の事業活動に深くかかわっているため、「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」や「エコハマ温暖化防止アクションプラン」などにもとづいて、市民・事業者・行政が協働してより一層、積極的に取組をすすめる必要があります。

平成13（2001）年度における横浜市エネルギーフロー図



第2章

施策の展開と市、市民、事業者の取組



## 〈目 標〉

横浜市環境目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの合理的、効率的利用がはかられ、省エネルギー型のライフスタイルが実践されている。</li> <li>・新エネルギーの導入が推進されている。</li> </ul>
目標達成のための指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22（2010）年度の市民1人あたりの温室効果ガス排出量が平成2（1990）年度比で6%以上削減されている。</li> </ul>

## 〈指標の説明〉

「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げる温室効果ガス排出量の削減目標を指標とします。

横浜市では、人口の増加や商業・業務機能の集中が顕著であることから、我が国が京都議定書で約束している6%削減の目標を応分に負担するという意味で、市民1人あたりの値で目標値を設定しています。

## 〈目標達成のために必要な取組〉

市の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」にもとづき、市域からの温室効果ガスの排出を抑制するための取組を総合的かつ計画的に推進する。</li> <li>②「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」にもとづき、自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制のための取組をすすめる。また、市民や事業者が行う温室効果ガスの排出抑制のための活動を促進するため、情報提供その他の施策を実施する。</li> <li>③廃棄物の減量化・資源化のための施策を推進するとともに、ごみ焼却工場で発生する熱エネルギーを有効利用し、発電や市民利用施設への余熱の供給を行う。</li> <li>④下水汚泥を処理する過程で発生する消化ガスを利用し、ガスエンジンや燃料電池で発電を行う。また、下水処理水の持つ熱エネルギーのヒートポンプの熱源などへの利用をすすめる。</li> <li>⑤市の施設へ太陽光発電などの新エネルギーの導入を推進する。</li> <li>⑥市域における新エネルギーの導入を促進する。</li> <li>⑦CNG車やハイブリッド車などクリーンエネルギー自動車の導入を推進する。</li> <li>⑧「横浜市地域冷暖房推進指針」を運用することにより、市街地再開発地区等で地域冷暖房の導入を推進するなど、エネルギーの効率的な利用と未利用エネルギーの活用を促進する。</li> <li>⑨鉄道やバスなどの公共交通機関の整備、利用の促進などにより、自動車利用の抑制をはかる。</li> <li>⑩体系的な道路網の整備や交差点改良等による局所渋滞の解消などにより、自動車交通流を円滑化し燃料消費の抑制をはかる。</li> <li>⑪緑化の推進、緑地の保全などにより、二酸化炭素吸収源としての緑を拡充をはかる。</li> <li>⑫雨水の地下浸透対策、保水性舗装の施工、屋上緑化の推進などによりヒートアイランド現象の緩和をはかる。</li> </ul>

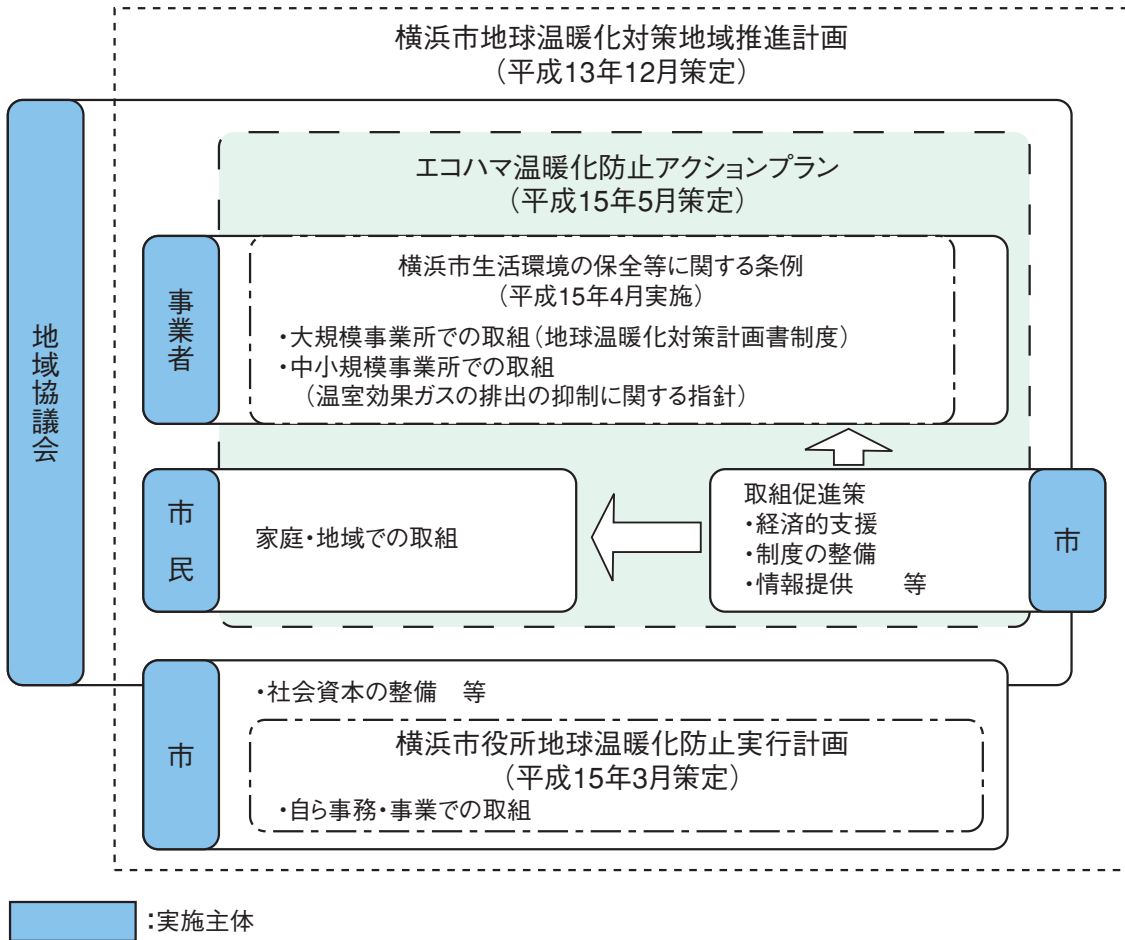
- ⑬「市生活環境保全条例」に規定する地球温暖化対策計画書の制度を運用するとともに、この制度を利用して企業の自主的な取組のより一層の促進をはかる。
- ⑭住宅やビルの高断熱化や省エネルギー型機器の普及、省エネルギー型ライフスタイルへの転換などについて、普及啓発や情報提供を行う。
- ⑮開発事業や建築物の建設、公共工事の実施にあたり、環境への配慮が適切に行われるよう指導などを行う。

**市民、事業者の取組**

- ①日常生活における温室効果ガスの排出の抑制につとめるとともに、市が実施する温室効果ガスの排出抑制のための施策に協力する。(市民)
- ②事業活動を行うに当たり、事業内容や事業所の形態などに応じて温室効果ガスの排出の抑制につとめるとともに、市が実施する温室効果ガスの排出抑制のための施策に協力する。(事業者)
- ③大規模事業者は、「市生活環境保全条例」に規定する地球温暖化対策計画書の制度にもとづき、地球温暖化防止の取組の実施につとめる。(事業者)
- ④日常生活や事業活動の中で省エネルギーを実践する。さらに、省エネルギー診断や環境家計簿の活用などにより、より効果的な実践につとめる。(市民および事業者)
- ⑤住宅や建築物の省エネルギー化、敷地内や屋上の緑化、雨水の利用など環境との共生化につとめる。(市民および事業者)
- ⑥太陽光発電、太陽熱利用など、新エネルギーの利用につとめる。(市民および事業者)
- ⑦ライフサイクルで環境への負荷が少ない製品、エネルギー効率の良い製品などを選択して購入するようつとめる。(市民および事業者)
- ⑧環境への負荷が少ない製品やサービスの提供につとめるとともに、こうした製品の情報を積極的に発信する。(事業者)
- ⑨省エネルギー型の製品や技術、フロン類に代わる物質やフロン類を使用しない製品などの開発につとめる。(事業者)
- ⑩廃棄物の発生抑制や再生資源の利用につとめるとともに、分別回収を徹底し、リサイクルを推進する。(市民および事業者)
- ⑪自動車利用の抑制やクリーンエネルギー自動車の利用につとめるとともに、エコドライブを実践する。(市民)
- ⑫クリーンエネルギー自動車の利用や物流の効率化につとめるとともに、エコドライブを実践する。(事業者)

**市、市民、事業者の連携した取組**

- ①「エコハマ温暖化防止アクションプラン」に掲げる実践プロジェクトを推進する。
- ②補助金、融資など経済的な助成により、市民や事業者の環境に配慮した取組の推進や新技術の開発の促進をはかる。



## 2 オゾン層保護対策の推進

### 〈現状および課題〉

オゾン層は、エアコンや冷蔵庫の冷媒などに幅広く使用されているフロン類が、成層圏で分解して塩素原子などを発生すると、破壊されてしまいます。その結果として地上に到達する有害紫外線が増加し、人の健康などに悪影響をもたらします。

オゾン層の保護は、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」およびこの条約にもとづく「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されてから、国際的な取組としてすすめられています。我が国でも、昭和63（1988）年5月に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、オゾン層破壊物質の一部について、その生産を規制しています。

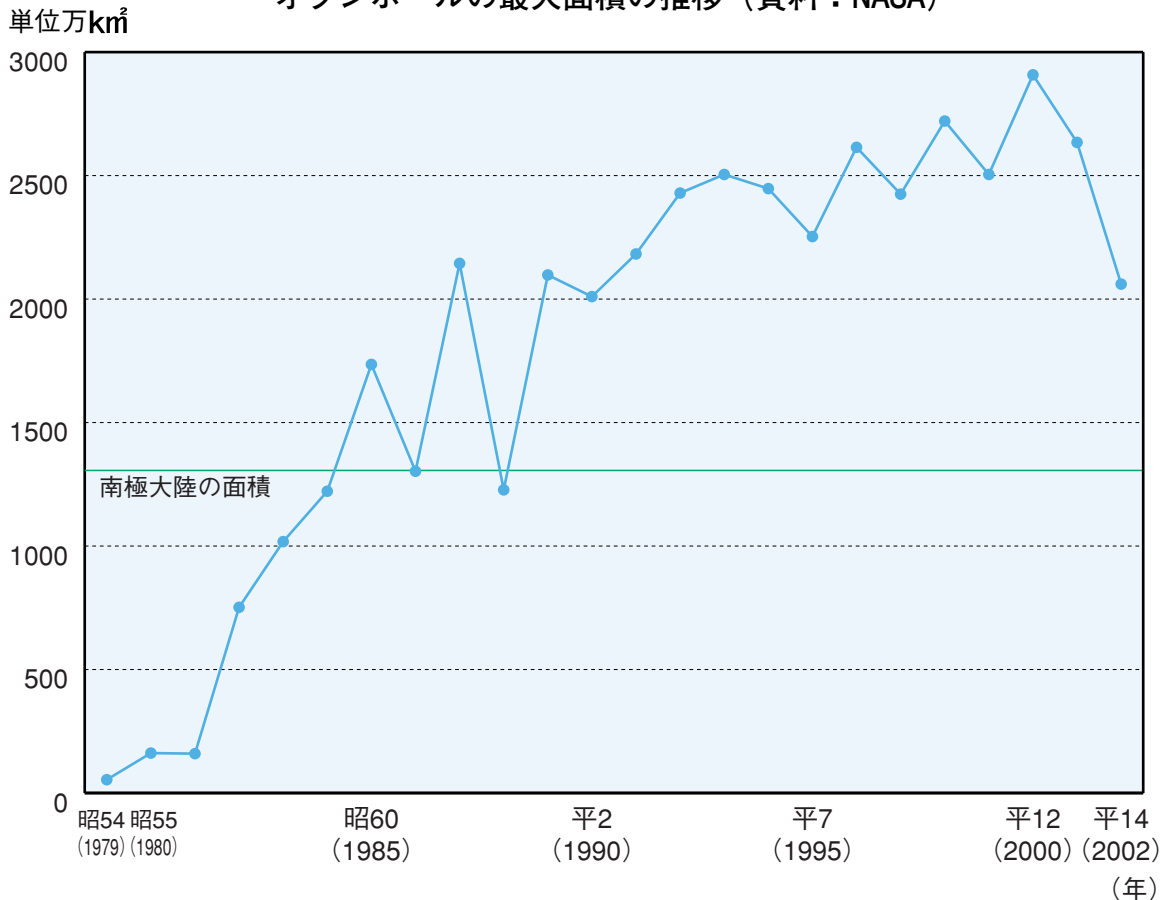
しかしながら、オゾンホールと呼ばれるオゾンの量が減少した領域が毎年9～11月頃に南極上空で観測され、その面積は平成12（2000）年に過去最大となり、その後も依

然として大きな規模での発生が続いています。このことは、すでに生産されているオゾン層破壊物質の、大気中への排出を抑制する必要があることを示しています。

冷媒として幅広く使用されているフロン類などの排出を抑制するために、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」および「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定されました。家電リサイクル法では、家庭用のエアコンや電気冷蔵庫などが、また、フロン回収破壊法では、カーエアコンや業務用冷凍空調機器などが対象とされ、廃棄するときは製品中に含まれるフロン類を回収・破壊することが義務づけられました。

横浜市では、家電リサイクル法の円滑な施行をはかるため「横浜家電リサイクル推進協議会」の設立などを行うとともに、フロン回収破壊法についても着実な施行を実施しています。また、平成15年4月に施行した「市生活環境保全条例」において、フロン類の排出の抑制に関する規定を設け、それにもとづく「フロン類の排出抑制に関する配慮指針」を定めています。

オゾンホールの最大面積の推移（資料：NASA）



## 〈目 標〉

横浜市環境目標	フロン類が回収・処理されている。
---------	------------------

## 〈目標達成のために必要な取組〉

市の取組
①市民や事業者に対して、法令にもとづく規制・指導を着実にを行うとともに、フロン類がカーエアコンや家庭用エアコンなどから適正に回収・処理されるよう、システムの確実な運用に向けた施策を推進する。
②市の公共施設にかかわる廃フロン類の適正な回収・処理を行うとともに、ノンフロン製品などへの転換を推進する。
③断熱材に使用されているフロン類の排出抑制対策について検討する。

市民、事業者の取組
①フロン類が使用されているカーエアコンや家庭用エアコンなどを廃棄する場合には、「フロン回収破壊法」などにもとづき適正に廃棄する。また、市が行うフロン類の排出抑制に関する施策に協力する。(市民および事業者)
②カーエアコンや家庭用エアコンなどを購入する際は、ノンフロン製品または、オゾン層破壊や地球温暖化への影響の小さい物質を使用している製品を購入するようつとめる。(市民および事業者)
③生産工程などにおいてフロン類を原料や洗浄剤として使用するときは、適正な管理、確実な回収を行うとともに、ノンフロン化の検討などを行う。また、ノンフロン製品の開発、販売等の普及促進につとめる。(事業者)

市、市民、事業者の連携した取組
①フロン類をみだりに大気中に排出しないための取組が確実に実施されるよう施策を推進する。
②フロン類をより適正に回収・処理するためのシステムの構築に向けた施策を推進する。

## 3 その他の地球環境保全対策の推進

## 〈現状および課題〉

地球温暖化およびオゾン層の破壊以外の地球環境問題としては、酸性雨、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、森林の減少、野生生物種の減少、砂漠化があげられます。

熱帯林は20世紀の後半から毎年1,500万ha余りの割合で減少していると言われており、森林面積の急激な減少が野生生物種や木材資源へ与える影響のみならず、二酸化炭素吸収源の喪失につながり、地球温暖化を加速させることが危惧されています。



これらの問題については、地球温暖化やオゾン層の破壊と同様、平成4（1992）年の「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、具体的な行動計画である「アジェンダ21」が採択され、その後の国際的な取組の推進に結びついています。

本市においても、それぞれの問題についての理解を深めるとともに、市、市民、事業者が連携して、地域レベルにおいて取り組むべきことを着実に実施していく必要があります。

## 〈目 標〉

<b>横浜市環境目標</b>	市、市民、事業者が地球環境問題について理解し、それぞれの立場から地球環境問題解決に向けた取組が行われている。
----------------	--

## 〈目標達成のために必要な取組〉

市 の 取 組
①酸性雨対策として、固定発生源、移動発生源に対する硫黄酸化物・窒素酸化物などの排出抑制の取組を引き続き推進する。
②産業廃棄物の排出事業者に対する海洋投入処分の削減指導をすすめる。
③海洋汚染防止対策として、船舶からの廃油の適切な処理について、関係事業者および船舶に対して指導、啓発を行う。
④森林資源の保全のため、木材の合理的・効率的利用並びに、持続可能な林業から生産されたものの使用の促進をはかる。

市民、事業者の取組
①硫黄酸化物、窒素酸化物などの排出量の削減につとめる。（事業者）
②海洋投入処분을継続せざるを得ない廃棄物などについて発生抑制につとめる。（事業者）
③船舶からの廃油などの適正な処理につとめる。（事業者）
④木材の合理的、効率的な利用を推進する。（事業者）

市、市民、事業者の連携した取組
①産業廃棄物中間処理などのリサイクル産業の育成により、海洋投入処分の陸上処分への円滑な移行を促進する。
②開発途上国における植林活動など市民の自主活動に対する支援を推進する。

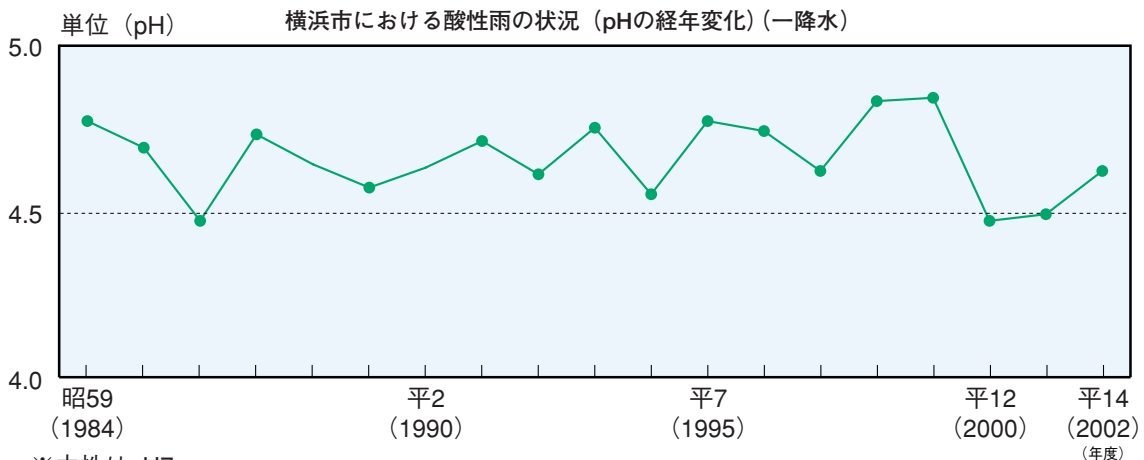
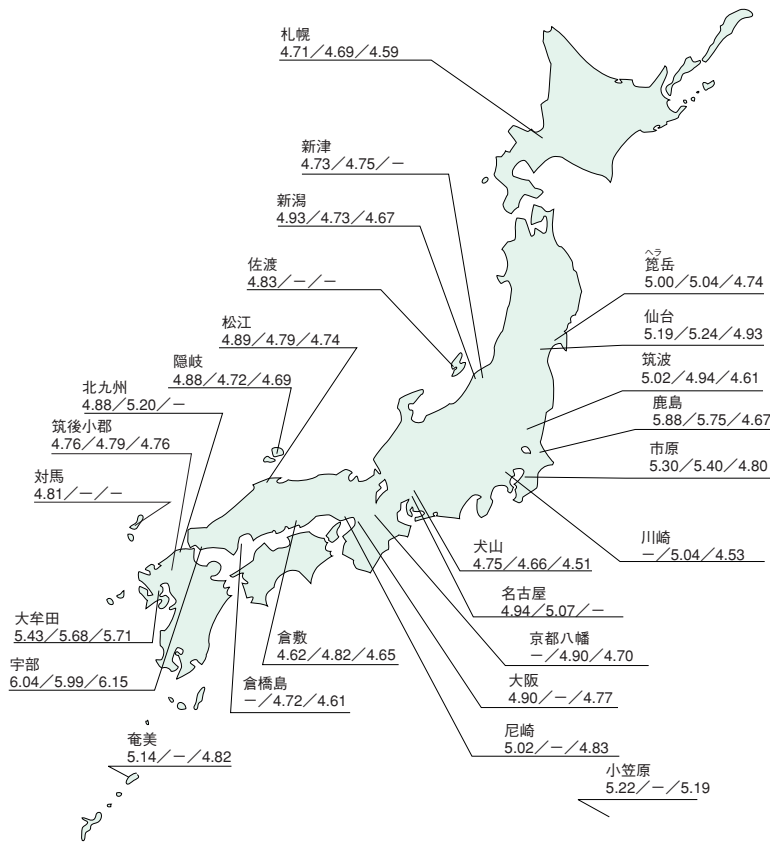
※酸性雨とは、一般的にpHが5.6以下と低い雨のことで、主に化石燃料の燃焼により生ずる硫酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これを取り込んで生じると考えられます。

平成10（1998）年度から平成12（2000）年度まで国が実施した第4次酸性雨調査によれば、我が国では欧米なみの酸性雨が広く観測されており、横浜市においては、昭和59（1984）年度から平成14（2002）年度に行った調査において、ほぼ同様の結果が観測されています。いずれの場合も酸性雨による陸水、土壌・植生等の生態系への影響については、明確な兆候は見られていませんが、現状程度の酸性雨が継続した場合、将来的に生態系への影響が顕在化するおそれを否定できないことは欧米の事例から推測されています。

酸性雨の状況（第4次酸性雨対策調査：抜粋）

平成10年度／11年度／12年度

（資料）環境省



※中性はpH7  
 ※一降水とは、降り始めから降り終わりまでの一雨全体の降水を示します。

## 4 環境分野における国際的連携の推進

### 〈現状および課題〉

開発途上国では、貧困や人口増加を背景とした森林の減少や砂漠化がすすむとともに、工業化の進展や都市への人口集中による大気汚染、水質汚濁などの公害問題の深刻化や、エネルギー使用量の増加にともなう二酸化炭素排出量の急増が懸念されています。こうした開発途上国における環境問題は開発途上国だけの問題ではなく、先進国を中心に世界各国が協力して取り組まなければならない問題となっています。

そのため国のみならず地方公共団体においては、過去に深刻な公害問題への対策に直面し克服してきた経験を生かして、開発途上国の自治体等と連携して地域の環境問題の解決に取り組むことが期待されています。

横浜市においても、環境対策等の技術協力として、上海市との交流や国際的な環境保全活動を行うNGOに対しての支援を行っていますが、これまでの経験を生かし、相手国の実情に応じたきめの細かい国際環境協力を今後さらに拡大していくことが求められています。

### 〈目 標〉

<b>横浜市環境目標</b>	市、市民、事業者がそれぞれの立場から、環境分野における国際的な情報交換・交流に参加している。
----------------	--

### 〈目標達成のために必要な取組〉

市 の 取 組
①開発途上国への技術移転、人材育成のための研修生の受入、技術者の派遣につとめる。
②環境分野における国際協力に携わる人材を育成する。
③環境関連企業、NGOなどとの連携を深め、民間レベルでの国際協力を支援する。
④国際機関などを通じた国際協力、自治体間の連携の促進につとめる。

市民、事業者の取組
①開発途上国の環境問題を理解するとともに、国際環境協りに積極的に貢献する。(市民および事業者)
②開発途上国への進出に際しては、環境保全に配慮する。(事業者)
③公害防止技術や省エネルギー技術などの環境関連技術の開発途上国への移転促進につとめる。(事業者)
④国際機関、自治体などと連携した技術協力につとめる。(事業者)

市、市民、事業者の連携した取組
開発途上国技術者などの受入技術研修に関する連携協力を推進する。

## 第6節 環境保全意識の向上及び自主活動の促進

### 1 環境教育及び環境学習の促進

#### 〈現状および課題〉

横浜市では、児童・生徒が身近な地域の環境から地球環境問題まで幅広く学び活動できるように、小中学校を対象とした副読本を作成・配布し、学校教育での活用と自主的な学習活動での活用を推進しています。各学校においても、総合的学習の時間などを利用して、公園や河川を含む地域の動植物の観察や生育環境の調査、美化活動やリサイクル、学校ビオトープの活用など、子供たちに環境問題を意識させるような活動や体験的な活動を重視した学習活動がすすめられています。

また、市民や事業者を対象として、環境問題に関する講演会やセミナー、市民環境教室などを開催し、環境に関する学習の機会や情報を提供しています。

しかし、複雑・多様化した今日の環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが主体的に学習に取り組み、一層積極的に環境に配慮した行動をとることが求められており、平成15（2003）年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」でも、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進や環境教育の推進をはかることにより、環境保全への理解と取組への意欲をたかめ、環境保全活動を促進することが重要であるとしています。

そのため、横浜市でも、家庭や学校、事業所内での環境に関する教育や研修、あるいは市民、事業者の自主的な学習活動を一層推進するとともに、学習の成果が具体的な取組や活動につながるよう、的確な資料や情報の提供、活動の場の整備などの支援を行い、学校教育はもとより、様々なライフステージに応じた、日常生活に密着した場での環境学習の充実をはかることが必要となっています。

#### 〈目 標〉

横浜市環境目標	環境教育のより一層の充実がはかれるとともに、環境学習が全市的な規模で展開されている。
---------	--

## 〈目標達成のために必要な取組〉

市の取組
①環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的事項や、市が実施すべき施策に関する基本方針を策定し、市民、事業者などとの連携に留意しながら、施策の総合的な実施につとめる。
②市は、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を行い、学校教育における体験学習の充実、教員の資質の向上につとめる。
③環境教育を、より実践的・体験的に行うための事業を市立の全学校ですすめる。
④市立学校に対して、地域環境情報の提供などを通じて、地域の状況に応じた環境教育が推進されるよう支援する。
⑤総合的学習の時間などを利用して、地域の状況に応じて、体験的、問題解決的な活動を重視した環境学習を実施する。
⑥市民が、いつでも主体的に環境学習に参加できるよう、効果的に広報・啓発事業をすすめる。
⑦環境学習の促進と人材育成に資する制度の充実につとめる。
⑧環境教育や環境学習の場の充実をはかる。

市民、事業者の取組
①環境保全活動および環境教育を自らすすんで行うようつとめるとともに、他の者の行う環境保全活動および環境教育に協力するようつとめる。(市民および事業者)
②雇用する者の環境保全に関する知識および技能を向上させるようつとめる。(事業者)

市、市民、事業者の連携した取組
市と地域や企業との連携により、環境学習をより一層推進する。

## 2 市民、事業者の環境保全活動の促進

## 〈現状および課題〉

今日の環境問題を解決するためには、市のみならず、市民、事業者が環境への理解を深めるとともに、それぞれの立場でできる環境配慮や環境保全活動を自主的、積極的に行う必要があります。

横浜市では、横浜市環境保全基金を活用した環境保全活動団体への助成や資源集団回収の推進、公園や市民の森の維持・管理などへの市民のボランティア活動の促進などをはかっていますが、環境保全活動に関心はあるが実践に至っていない市民や、情報や人材の不足が運営上の課題となっている市民活動団体も多いと考えられます。

一方、横浜市では、事業者の自主的な取組の推進に関して、中小企業を対象にした

ISO14001認証取得の支援を行っているほか、市と事業者が協議の上、事業活動にともなう環境への負荷を低減するための事業者の取組を定める環境保全協定の締結、および、環境負荷の低減に向けた自主的取組に積極的な事業者を、優良事業者として認定・公表する制度を「市生活環境保全条例」に位置づけています。

さらに、環境保全に関して顕著な功績のあった個人・団体・企業を表彰する制度や、市民活動団体からの提案を受けて、市と市民活動団体が役割や経費を分担しつつ協働して環境に配慮したまちづくりを行う事業を実施しています。

今後は、環境に関する情報や環境保全活動に関する情報の提供、環境保全活動に取り組む団体などの相互交流、指導者の育成などはもとより、市、市民、事業者が協働して環境保全活動を推進するための方策を一層充実していく必要があります。

〈目 標〉

<b>横浜市環境目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より多くの市民が環境への関心を持ち、様々な環境保全活動が行われている。</li> <li>・ より多くの事業者が環境に配慮した事業活動を営み、地域での環境保全に関する社会貢献活動が行われている。</li> </ul>
----------------	---

〈目標達成のために必要な取組〉

市 の 取 組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①市民が地域の環境保全活動に取り組めるように、実践活動の進め方や活動団体などについての情報提供・相談機能を充実する。</li> <li>②市民や事業者の自主的な活動を促進するため、環境保全活動に取り組む団体間の交流の促進や人材の育成につとめる。</li> <li>③事業者による自主的な取組を促進するため、ISO14001の認証取得など、環境管理・監査体制の確立に向けての支援や、企業の先進事例の紹介などの情報提供につとめる。</li> </ul>

市民、事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の環境保全活動に積極的に取り組む。(市民および事業者)</li> <li>②環境管理制度を積極的に導入するなど、環境に配慮した事業活動を促進するための体制の整備につとめる。(事業者)</li> </ul>

### 市、市民、事業者の連携した取組

- ①市、市民、事業者は環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するようつとめる。
- ②市と事業者は、環境保全協定の締結を推進する。
- ③市、市民、事業者が協働して環境保全活動を推進するための方策を実施する。

## 3 市の環境保全行動の展開

### 〈現状および課題〉

市は、その事務・事業にともなう温室効果ガスの排出量が市域全体の5%程度を占めるなど、事業者や消費者として環境に与える負荷や市内の経済活動に与える影響は大きなものがあります。そのため、市が事業者・消費者としてその業務の中で積極的に環境に配慮した取組をすすめることは、市域への環境負荷を低減する効果ばかりでなく、市民や事業者に対する率先行動の役割を果たし、市民や事業者の自主的かつ積極的な行動を促すという意味も持っています。

横浜市では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」にもとづき、平成14（2002）年4月から本格的に環境に配慮した物品・役務の調達を推進しています。また、平成15（2003）年3月には「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、市の事務・事業にともなって排出される温室効果ガスの削減目標を設定し、すべての局区などで電気、燃料の使用量の抑制や公用車の使用などに取り組んでいます。

さらに、平成16（2004）年度の本庁舎及び18区役所におけるISO14001認証取得に向けて、平成15（2003）年7月に環境方針を公表しており、環境マネジメントシステムの構築・運用により、グリーン購入や地球温暖化防止の取組、G30プランによるごみゼロの取組も体系的、継続的に実施されることとなります。

今後は、より一層の環境の負荷の低減に向けて、市の全ての職場においてISO 14001にもとづく環境マネジメントシステムを構築し、職員一人ひとりが環境に配慮した行政運営を徹底して実践することめざします。

## 〈目 標〉

横浜市環境目標	市および市の関係機関全体で環境保全への取組が実施されている。
---------	--------------------------------

## 〈目標達成のために必要な取組〉

市 の 取 組
①環境行動都市・横浜の実現に向けて、職員一人ひとりが環境配慮の行動を実践する。 ②ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築する。 ③グリーン購入の推進に関する基本方針・調達方針にもとづき、環境に配慮した物品・役務の調達を推進する。 ④「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」にもとづき、市のすべての事務・事業に関して温室効果ガスの排出抑制の取組を推進する。 ⑤「横浜G30プラン」にもとづき、庁内ごみの発生抑制対策、古紙・びん・缶などの分別回収を実施する。

市、市民、事業者の連携した取組
環境マネジメントシステムの構築・運用に際して市民意見を取り入れるなど、市民参加によるISO14001認証取得を行う。

## 第2章

### 施策の展開と市、市民、事業者の取組





# 第3章

---

## 開発事業等における 環境配慮の指針

---

## 1 基本的考え方

### (1) 目的

横浜市がめざす5つの都市環境像（第1章参照）を実現するためには、施策展開の基本方向として掲げた5つの基本方針に基づき、市、市民、事業者がそれぞれ施策や事業の推進及び活動に取り組むこと（第2章参照）が必要であるとともに、市内において実施される各種の開発事業等(※)の計画立案段階から適切な環境配慮を行うことが重要です。

そこで、本章では、開発事業等の計画立案に当たっての環境配慮の指針策定の考え方を示します。なお、具体的な指針（事業別配慮指針及び地域別配慮指針）については、別冊の「横浜市環境管理計画（環境配慮指針編）」によることとします。

※本章にいう開発事業等とは、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業をいいます。

### (2) 対象事業

市内で行われる事業で、「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」（以下、「事業調整要綱」という。）に分類されている10種類の事業（環境配慮指針編6ページ参照）を対象とします。なお、その他の事業を計画立案する際にも、本指針の一部が参考になると考えられます。

### (3) 環境配慮の基本的事項

各種の開発事業等に共通する環境配慮の基本となるものであり、開発事業等を行うものは、これにもとづき環境配慮につとめるものとします。

### (4) 事業別配慮指針及び地域別配慮指針

事業別配慮指針は、事業の種別ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響を回避・低減し、良好な環境を保全・創造していくための配慮事項を示すものです。また、地域別配慮指針は、地域の特性からみた環境面での制約条件をもとに、配慮事項を示すものです。

### (5) 環境への配慮項目

本指針において対象とする環境への配慮項目はおおむね次ページの表とします。

【環境への配慮項目】

大項目	配慮項目	説明
生活環境 公害等	大気汚染	人の健康又は生活環境などに影響を及ぼす大気汚染物質の発生に対する配慮
	水質汚濁	人の健康又は生活環境などに影響を及ぼす水質汚濁物質の発生に対する配慮
	土壌汚染	人の健康又は生活環境などに影響を及ぼす土壌・地下水汚染物質の発生に対する配慮
	騒音	人の健康又は生活環境などに影響を及ぼす騒音の発生に対する配慮
	振動	人の健康又は生活環境などに影響を及ぼす振動の発生に対する配慮
	地盤沈下	生活環境などに影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮
	悪臭	人の健康又は生活環境などに影響を及ぼす悪臭に対する配慮
	低周波音	人の健康又は生活環境などに影響を及ぼす低周波音の発生に対する配慮
	電波障害	テレビ、ラジオなどの受信に影響を及ぼす電波障害の発生に対する配慮
	日照障害	生活環境、農作物などに影響を及ぼす日照障害の発生に対する配慮
	風害	生活環境などに影響を及ぼす局地的な風害の発生に対する配慮
	廃棄物等	一般廃棄物及び産業廃棄物などの発生の抑制、再生利用及び減量化の促進、二次公害の発生に対する配慮
	光害等	生活環境及び動植物の生息・生育環境に及ぼす光害の発生に対する配慮
	バイオハザード	人の健康又は生活環境などに影響を及ぼす遺伝子組み換え生物などの漏えい・排出に対する配慮
自然環境	電磁界	人の健康又は生活環境などに影響を及ぼす10KHz未満の漏えい電磁界に対する配慮
	水象 緑地・動植物等	河川、海域などの流量・流路および周辺地域の地下水かん養機能への影響に対する配慮 動植物の生息・生育環境、自然環境の保全および創造に対する配慮
社会文化環境	地域社会	地域分断、交通安全など地域生活環境への影響に対する配慮
	景観	自然景観（地形を含む）、地域景観（色彩を含む）、眺望点などの保全・創造及び圧迫感の発生に対する配慮
	文化財等	有形文化財、旧跡・史跡・天然記念物、埋蔵文化財などの文化財および名木・古木などに対する配慮
	安全	自然的・人工的災害に対する配慮
地球環境等	省資源・省エネルギー	資源・エネルギーを合理的・効果的に利用するための配慮
	ヒートアイランド	都市化にともなう気温の上昇に対する配慮
	地球温暖化等	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など地球規模的影響に対する配慮

※事業の種類によっては、ここに記載していない新たな配慮項目についても配慮する必要があります。

## 2 環境配慮の基本的事項

### (1) 周辺土地利用への適切な配慮と環境への負荷の低減

開発事業等による環境への配慮は、事業の規模や内容、周辺地域の環境特性によりその影響の程度・内容が異なってきます。計画によっては生活環境への著しい影響（大気汚染、水質汚濁など）が想定される場合もあり、業務地、工業地、住宅地、農地などそれぞれの地域の環境特性に応じた配慮を行う必要があります。なかでも、住工混在に代表される土地利用の混乱はさまざまな公害を引き起こす要因であり、現在の土地利用と調和のとれた開発となるよう配慮につとめる必要があります。

工場建設などでは、工事や施設の稼働により、大気・水質・騒音など生活環境への負荷が増大することが予想されます。良好な生活環境の維持をはかるため、事業の計画に当たっては、各種法令などの基準に沿った配慮および地域の環境特性に応じた配慮に加えて、最新技術の採用など最大限の配慮をあわせて行い、環境への負荷のより一層の低減をはかるようつとめる必要があります。

### (2) 地域の自然環境への適切な配慮

開発事業等の計画に当たっては、緑や水辺など地域の自然環境の特性を踏まえ、適切な配慮を行う必要があります。このためには、計画地及びその周辺地域における環境の現況をあらかじめ正確に把握していくこと、その上で、立地箇所の選定など事業の構想立案段階から環境への配慮を考慮することが求められます。

緑や水辺は人々の暮らしにうるおいとやすらぎを与えてくれるものであり、住宅地が広がる都市地域においても人と自然が共生する生活環境を形成する不可欠な要素となっています。また、生物多様性の維持をはかるため動植物の生息・生育空間を広範囲にまた連続的に確保する必要があり、事業の計画時にはこれらの観点からの配慮も必要です。

このため、河川の源流域を中心とするまとまった緑地、水辺、都市横浜の景観を創り出している優良な斜面緑地、農地、貴重な動植物、身近な里山の生物など、計画地およびその周辺の自然環境を極力保全するようつとめる必要があります。また、改変をとまなう場合には、環境変化に対する緩和策を実施するとともに、地域の特性に応じて緑化や水辺の整備を行い、動植物の生息・生育環境としての質の向上などの良好な環境の創造をはかるなど、良好な環境の創造につとめる必要があります。

### (3) 循環型社会形成に向けた取組の推進と地球環境への配慮

計画地およびその周辺地域の環境にかかる配慮に加えて、循環型社会の形成や地球温暖化防止対策の推進など、より、包括的・広域的な問題への配慮も個々の計画において考慮する必要があります。

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会をめざして、廃棄物などの発生抑制や適正な処分の促進、資源の循環的利用をはかることが求められています。このため、事業の計画段階において、適切な資材の選択や耐久性の確保など循環型社会の形成という観点から配慮が必要です。

また、地球温暖化など地球環境問題への取組は、地域レベルでのきめ細かな対策が必要とされており、土地利用計画や建築物の設計など事業の計画段階から最大限の配慮を行う必要があります。

### (4) その他、以下に示す事項について配慮する必要があります。

- ア 「中期政策プラン」、「都市計画マスタープラン」等との整合をはかること
- イ 工事方法などについては、地域環境と調和したものを採用するようにつとめること。



# 第4章

---

## 計画の推進方策

---

## 1 推進体制

### (1) 市民・事業者・行政の協働の促進

環境への負荷の少ない持続的発展ができる望ましい都市横浜を形成していくためには、本計画を着実に推進する必要があり、そのためには、市民、事業者の積極的な参加・協力が不可欠です。

そこで、

ア 計画に掲げた個別分野について必要に応じて、市と市民、事業者および関係機関などで構成する協議会を設置（現在設置されているものについては、その協議会を中心として）するなどして、各分野における施策・事業の推進をはかっていきます。

イ 市民・事業者・行政相互の日常的な連携の促進に向け、環境に関する情報提供、相談、学習、教育、人材育成、交流の促進をはかります。

ウ 市民活動団体などと行政が双方の役割分担を明らかにしながら、協働して環境保全の推進をはかります。

### (2) 行政における推進体制の整備

本計画の効果的な推進および総合的な調整を行うため、関連局区長で構成する環境管理計画推進会議を設置するとともに、本計画に掲げた施策・事業の着実な推進をはかるため、進捗状況などをまとめた「横浜環境白書（年次報告書）」を発行・公表します。

また、広域的な取組を必要とする事項については、今後も引き続き、国および他の地方公共団体との協議・調整の場を積極的に活用し、その効果的な推進につとめていきます。

## 2 開発事業等の計画段階からの環境配慮の推進

各種開発事業等の計画立案段階において、適切な環境配慮を誘導する事業調整制度や、大規模な開発事業等の計画確定段階においてその環境への影響を事前に調査、予測および評価し、その結果にもとづき環境保全につとめる環境影響評価制度によって、環境に配慮した街づくりを進めることが重要です。

そのため、本計画で定める「事業別配慮指針」や「地域別配慮指針」にもとづき事業調整制度を的確に運用するとともに、環境影響評価制度や環境配慮ガイドラインを積極的に活用することにより、本計画を着実に推進し、環境への負荷低減をはかります。

### 3 調査研究及び環境監視の充実

複雑化、多様化する今日の環境問題に的確に対応するため、基礎的な調査研究や環境監視を実施するとともに、研究成果を効果的に環境施策につなげるなど、調査研究・環境監視結果をより環境行政に生かすことが求められています。

#### (1) 総合的な研究体制

環境科学研究所を中心として総合的かつ科学的に調査研究を行い、国、他の地方公共団体、民間の研究機関、市内の大学などと連携した調査研究をすすめるとともに、少負荷型・循環型都市の形成や地球環境問題など新たな課題に的確に対応することができるよう、科学的知見の集積につとめていきます。

#### (2) 監視体制

環境監視については、常時監視測定局などによる社会や地域のニーズにあった測定を行うとともに、未規制の有害化学物質など新たに発生する問題への対応も念頭に置きつつ、効果的な環境監視をすすめます。

### 4 環境情報の整備及び情報提供機能の充実

適切な環境情報の提供は、市民、事業者が各々の役割を果たしていくために不可欠な要素です。

これまでも、横浜市ホームページ、「横浜環境白書（年次報告書）」、各種報告書、パンフレットなどを通して、大気、水質などの環境測定データ、施策・事業の展開状況、自然環境に関する地図情報、各種の環境保全活動団体の自主的な取組に関する情報など、様々な情報を提供してきました。

引き続き、市民、事業者などの情報ニーズを的確に把握し、信頼性のある情報を効率的に提供できるようつとめていきます。



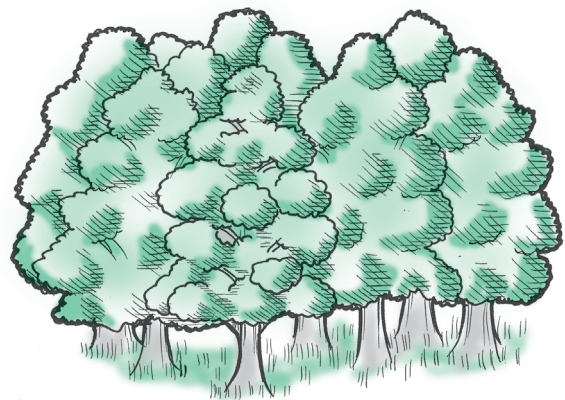
## 5 計画の進行管理等

### (1) 計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、本計画に掲げた目標達成のための施策の進捗状況を「横浜環境白書（年次報告書）」として、本市ホームページなども利用しながら公表し、市民などからの意見については、必要に応じ、横浜市環境審議会および環境管理計画推進会議で検討し、その反映につとめていきます。

### (2) 計画の見直し

本計画は、計画期間を平成22（2010）年度までとしていますが、今後の社会経済状況や市民意識などの変化に適切に対応するため、市民などの意見を参考にしながら、必要に応じ、横浜市環境審議会の意見を聴き、計画の見直しを行うものとします。



# 資料編

横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

環境都市宣言に関する決議

横浜市環境基本憲章

各種環境基準

用語説明

横浜市環境審議会委員名簿

横浜市環境審議会環境管理計画部会委員

横浜市環境管理計画の検討経過

# 横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例

平成7年3月24日横浜市条例第17号

## 目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条—第17条）

第3章 総合的推進のための施策（第18条—第22条）

第4章 効果的推進のための施策（第23条—第27条）

附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市（以下「市」という。）、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

## (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生態系の多様性に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## (市の責務)

- 第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

## (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の

低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### (市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 基本的施策

### (公害の防止等)

第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁又は土壌汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

### (監視等の体制の整備)

第8条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めなければならない。

### (公害に係る健康被害者の保護等)

第9条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。

### （自然環境の保全及び創造）

第10条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。

2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

### （快適な環境の確保）

第11条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

### （エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等）

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

### （環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第13条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

### （環境の保全に関する施設の整備等）

第14条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

### （地球環境保全の推進等）

第15条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

### （環境教育の充実及び環境学習の促進）

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育

成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

### 第3章 総合的推進のための施策

#### (環境管理計画の策定等)

第18条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画（以下「環境管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、横浜市環境審議会条例（平成6年6月横浜市条例第19号）に基づく横浜市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

#### (施策の策定等と環境管理計画との整合等)

第19条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を図るように努めなければならない。

2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

#### (年次報告書の作成、公表等)

第20条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### (開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進)

第21条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

### (開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進)

第22条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

## 第4章 効果的推進のための施策

### (情報の提供及び市民等の意見反映)

第23条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

### (市民及び事業者との連携)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

### (市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第25条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講じなければならない。



### (経済的措置)

第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

### (事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第27条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければならない。

## 附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

## 環境都市宣言に関する決議

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑などの自然は、生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地球規模にまで拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態となっている。

我々は、豊かな自然環境と快適な生活環境が将来の世代に確実に継承されるように、自然との共生のもと調和のとれた人間環境をつくり上げなければならない。また、環境保全は人間の営みと一体不可分であることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、資源循環型社会の形成を目指すものである。

かかる決意に立って、横浜市は人類益、地球益の立場から、市民、企業、自治体が一体となって地球規模の環境保全と環境に優しい街づくり、地域づくりに取り組む都市であることを宣言する。

以上、決議する。

平成5年3月2日

横浜市議会

## 横浜市環境基本憲章

わたくしたち人間は、自然から多くの恵みを受けるとともに、長い歴史を通じて自然を生かし、あるいはこれに働きかけて新たな環境をつくりだしてきました。ことに、都市においては、人為的に環境をつくりだしており、わたくしたちの生活する都市よこはまにおいても、自然的なものとなん人為的なものとなん密接にかかわりあって都市環境が形成されてきました。

したがって、21世紀に向けてわたくしたちの求める良好な都市環境を形成するには、都市は人間の生活する空間であるという認識にたって、快適な都市づくりの基盤となる社会資本の整備を図りつつ、自然となん人為との調和のある都市づくりを目指すことが必要です。

よりよい都市環境を保全・創造し、良好な環境のもとで生活することは、わたくしたちの共通の願いであり、このような環境を21世紀の子孫に引き継ぐことは、現代に生きるわたくしたちに課せられた責務です。

この憲章は、都市はみんなで作ってあげていくものであるという認識のもとに、市民、事業者及び行政が一体となん、「安全で快適な市民生活がおくれる良好な環境の都市よこはま」の実現に向けて努力するための規範として定めるものです。

### 資料編

- 一 自然の適正な保全・活用を図り、災害や公害から市民生活を守る都市環境を確保しよう。
- 二 健康な市民をはぐくみ、人間性豊かな都市環境を実現しよう。
- 三 生活に必要な都市施設などが充実し、市民生活の利便性が確保される都市環境を整備しよう。
- 四 豊かな市民生活をささえる活力ある都市環境を形成しよう。
- 五 水やみどりとのふれあいがあり、よこはまの歴史・文化・国際性を生かした個性ある快適な都市環境を創造しよう。

(昭和61年2月21日策定)

# 1 大気汚染に係る環境基準

[昭和48年5月8日環境庁告示第25号]

改正 昭48環告35 昭53環告38

昭56環告47 平8環告73

## (1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	
1 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。	
2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。	

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

資料編

大気環境における目標の達成のための指標の評価方法	
二酸化硫黄	・ ・ ・ ・ ・ 長期的評価 * 1
一酸化炭素	・ ・ ・ ・ ・ 長期的評価 * 1
浮遊粒子状物質	・ ・ ・ ・ ・ 長期的評価 * 1
二酸化窒素	・ ・ ・ ・ ・ 98%値評価 * 2
光化学オキシダント	・ ・ ・ ・ ・ 昼間 * 3
* 1 長期的評価	年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲にあるものを除外した後の最高値(2%除外値)を環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。
* 2 98%値評価	年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するものを環境基準に比較して評価する。
* 3 昼間	5~20時のデータを対象とする。

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

[平成9年2月4日環境庁告示第4号]

改正 平13環告30

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

注：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2 水質汚濁に係る横浜市水環境目標及び環境基準

(1) 横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標（河川域）

区分	水系・水域区分		目標イメージ	達成目標			補助目標			
	水系	水域		BOD	生物指標による感覚的な水質階級	心臓/便性大腸菌群数	水深*1	流速*1	河床状況と美観	周辺環境
I	A	鶴見川	寺家川、岩川、梅田川、台村川	豊かな緑に囲まれた自然のせせらぎ	3mg/ℓ以下	「源流・上流域」の『きれい』	5～15 (10) *2 cm	30 cm/s程度	自然河床の保全・ゴミのないこと	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。
		帷子川	堀谷戸川、矢指川							
		大岡川	大岡川 (田中橋より上流)							
		宮川	宮川 (左支川合流点より上流)							
		侍従川	侍従川 (新川橋より上流)							
	柏尾川	名瀬川、舞岡川、いたち川 (城山橋より上流)	魚とりが楽しめるのどかな小川	3mg/ℓ以下	ホトケドジョウ アブラハヤ カワニナ サワガニ	1,000個/100m ℓ以下	10～25 (15) *2 cm	30 cm/s程度	自然河床の復元・ゴミのないこと	河川の自然環境の復元や周辺農地等も含めた生物生息環境の復元に努めるとともに親水性に配慮する。
	帷子川	帷子川(矢指川合流点より上流)、二俣川、中堀川、市沢川、くぬぎ台川								
	鶴見川	奈良川、黒須田川、大熊川、鳥山川								
	柏尾川	阿久和川、平戸永谷川								
	境川	大門川、相沢川、和泉川、宇田川								
II	A	入江川	入江川 (寺尾橋より上流)	水遊びが楽しめる澄んだ流れ	3mg/ℓ以下	「上流～下流域」の『きれい』	10～30 (20) *2 cm	30 cm/s程度	ゴミのないこと	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。
		帷子川	帷子川 (矢指川合流点より宮川橋まで)、今井川							
		大岡川	大岡川 (田中橋から弘岡橋まで)、日野川							
	鶴見川	江川、早瀬川	多様な利用ができる豊かな流れ	5mg/ℓ以下	ウグイ シマドジョウ オランダガラシ	30～50 (40) *2 cm	30 cm/s程度	ゴミのないこと	川幅や周辺空間に余裕のあるこの水域においては、豊かな流れと河川敷や沿川遊歩道を生かした水遊び、自然観察等、多様なレクリエーション利用が可能な水辺空間の整備に努める。	
	柏尾川	柏尾川								
	鶴見川	鶴見川 (市境より大綱橋まで)								

資料編

II	C	鶴見川	恩田川（市境より下流、鶴見川本川合流点まで）	散歩が楽しめ、ゆるやかな流れにうるおいを感じる川	8mg/ℓ以下	「上流～下流域」の『やや汚れている』 オイカフ エビモ	30～50(40) <sup>2</sup> cm	30cm/s程度	ゴミのないこと	河川としては中規模にあたるこの水域においては、うるおいのある水の存在を感じられるよう、遊歩道の整備に努める。
		柏尾川	柏尾川（久保橋から市境まで）、いたち川（城山橋より下流）							
		境川	境川（市域全川）							
III	A	入江川	入江川（寺尾橋より下流）	ボート遊びができ魚影が行きかう広がりのある流れ	3mg/ℓ以下	「感潮域」の『きれい』 ビリンゴ クサフグ オサガニ	-	-	ヘドロの堆積がないこと	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心にした修景性を重視し、町の中のあるおいのある水辺空間の整備に努める。
		帷子川	帷子川（宮川橋より下流）							
		大岡川	大岡川（弘岡橋より下流）							
		宮川	宮川（左支川合流点より下流）							
		侍従川	侍従川（新川橋より下流）							
III		鶴見川	鶴見川（大綱橋より下流）		5mg/ℓ以下					

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり  
 河川域 I. 「源流～上流域」 II. 「上流～下流域」 III. 「感潮域」  
 ※1) 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。  
 ※2) 水深の補助目標値欄の( )内の数値は、代表的な値である。

※平成12年10月31日類型指定の変更で入江川、帷子川、大岡川、宮川、侍従川はE類型からB類型になったため水域区分に新たにI B、II A、III Aを設定しました。なお、新水域区分は平成13年度から適用しています。

## (2) 横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標（海域）

水系・水域区分		目標イメージ	達成目標				補助目標	
区分	水域		COD	生物指標による感覚的な水質階級	窒素・リン	心臓便性大腸菌群数	河床状況と美観	周辺環境
I	金沢湾	海水浴や潮干狩が楽しめるような海辺	2mg/ℓ以下	「内湾」の『きれい』 「干潟」の『きれい』 シロギス クサフグ	T-N 0.3mg/ℓ以下 T-P 0.03mg/ℓ以下	100個/ 100mℓ以下	河床状況と美観 ゴミが散乱していないこと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーション等の親水性にも配慮する。
II	平潟湾	釣りやバードウォッチング等、多様な利用ができる活気のある海辺		「干潟」の『きれい』 「内湾」の『きれい』 ビリンゴ ミミズハゼ	T-N 0.6mg/ℓ以下 T-P 0.05mg/ℓ以下	-	河床状況と美観 ゴミが散乱していないこと	底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。
III	鶴見川河口先海域、横浜港（内港）、根岸湾	港情緒を味わうことのできる海辺	3mg/ℓ以下	「岸壁」の『きれい』 「内湾」の『きれい』 ヨロイソギンチャク クサフグ	T-N 1.0mg/ℓ以下 T-P 0.09mg/ℓ以下	-	河床状況と美観 ヘドロが堆積していないこと	港や湾内に位置する波の穏やかなこの水域においては、親水性と修景性の両面を重視し、臨海公園における水辺への親しみやすさの創出とともに、うるおいのある海辺景観づくりに努める。
IV	上記の海域の外海で横浜市の関連する海域	釣りや海洋性レクリエーションを楽しめる海辺	2mg/ℓ以下	「岸壁」の『きれい』 「内湾」の『きれい』 シロギス マアジ	T-N 0.3mg/ℓ以下 T-P 0.03mg/ℓ以下	-	河床状況と美観 ゴミが浮いていないこと	この沿岸水域においては、生物生息環境と眺望へ配慮し、海釣り施設やマリーナの整備に努める。

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり  
 海域 I. 「砂浜域」 II. 「干潟域」 III. 「港湾域」 IV. 「その他の沿岸域」

資料編

### (3) 全水域の一律達成目標

項 目		目 標 値 <sup>*1</sup>	項 目		目 標 値
健 康 項 目	カドミウム	0.01以下	生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度 (pH) [河川域]	6.5以上8.5以下
	全シアン	検出されないこと		[海 域]	7.8以上8.3以下
	鉛	0.01以下	環 境 項 目	浮遊物質 (SS)	25以下
	六価クロム	0.05以下		溶解酸素量 (DO) [河川域]	5以上
	砒素	0.01以下	[海 域]	7.5以上	
	総水銀	0.0005以下	そ の 他 項 目	n-ヘキサン抽出物質含有量 <sup>*2</sup>	検出されないこと
	アルキル水銀	検出されないこと		全亜鉛 [河川域]	0.03以下
	P C B	検出されないこと	[海 域]	0.02以下	
	ジクロロメタン	0.02以下	そ の 他 項 目	クロム含有量	0.2以下
	四塩化炭素	0.002以下		溶解性鉄含有量	1.0以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下		溶解性マンガン含有量	1.0以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下		銅含有量	0.3以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		ニッケル含有量	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下		フェノール類含有量	0.5以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下		陰イオン界面活性剤	0.5以下
	トリクロロエチレン	0.03以下			
	テトラクロロエチレン	0.01以下			
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下			
	チウラム	0.006以下			
	シマジン	0.003以下			
	チオベンカルブ	0.02以下			
	ベンゼン	0.01以下			
	セレン	0.01以下			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下			
	ふっ素 [河川域]	0.8以下			
	[海 域]	1.5以下			
	ほう素 (海域については適用しない)	1以下			
ダイオキシン類 [水 質]	1 pg-TEQ/ℓ以下				

(注)  
 ※1：健康項目に係る目標値は、年間平均値 (全シアンのみ最高値)  
 ※2：海域のみにおける目標  
 単位：mg/ℓ (pHを除く)

### (4) 水質汚濁に係る環境基準

[昭46年12月28日環境庁告示第59号]

改正 昭49環告63 昭50環告3 昭57環告41 昭57環告140  
 昭60環告29 昭61環告1 平3環告78 平5環告16  
 平5環告65 平7環告17 平10環告15 平11環告14  
 平12環告22

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下

備考 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。全公共用水域を対象とする。海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。達成期間：直ちに達成、維持すること。

## 生活環境の保全に関する環境基準（抜粋）

### ア 河川

#### (ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	-

備考 市内の河川は、鶴見川の鳥山川合流点より上流の区間及び境川全域がD類型、鶴見川の鳥山川合流点より下流の区間がE類型で、他の河川はB類型。達成期間：可及的速やかに達成すること。

(注) 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

#### (イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全 垂 鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	

備考 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

類型指定は国又は県が行う。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

### イ 海域

#### (ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分)
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	-	-

(注) 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度



(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅳ	水産3種工業用水生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする

(注) 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	

### 3 土壌の汚染に係る環境基準について

[平成3年8月23日環境庁告示第46号]

改正 平5環告19 平6環告5  
 平6環告25 平7環告19  
 平10環告21 平13環告16

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき、1mg未満であること。	アルキル水銀 P C B 銅	検液中に検出されないこと。 検液中に検出されないこと。 農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
全シアン 有機燐 鉛	検液中に検出されないこと。 検液中に検出されないこと。 検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
		シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
		1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。

1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg、3mgとする。	
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。		
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。		
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。		
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。		

※ここでいう「農用地」とは、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」で定義されている農用地をいう。

## 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

[平成9年3月13日環境庁告示第10号]

改正 平10環告23 平11環告16

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下

## 4 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について

[平成11年12月27日環境庁告示第68号]

改正 平14環告46

媒 体	基 準 値	備考
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/ℓ以下	
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	

## 5 騒音に係る環境基準について

[平成10年9月30日 環境庁告示第64号]

改正 平成12環告20

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値		備考
昼間	夜間	
70デシベル以下	65デシベル以下	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

### 航空機騒音に係る環境基準について

[昭和48年12月27日 環境庁告示第154号]

改正 平5環告91 平12環告78

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70以下
II	75以下

(注) Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

### 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について

[昭和50年7月29日 環境庁告示第46号]

改正 平5環告91 平12環告78

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

## 《あ行》

### ISO14001

国際標準化機構（ISO）が定める環境マネジメントに関する規格（ISO14000シリーズ）の一つ。

企業などが事業活動を進めるにあたって、環境に配慮した行動を取り、環境負荷を低減していくための方針、目標、計画を定め（Plan）、これを実行し（Do）、実施状況を点検（Check）、見直しする（Action）というPDCAサイクルによって、環境改善への取組をレベルアップしていくためのシステムを構築する仕様を規格化したもの。

### 一酸化炭素（CO）

炭素化合物が不完全燃焼したときなどに発生する。血中のヘモグロビンと結合しやすいため、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。濃度が高いと生命が危険となる。「大気汚染防止法」（昭和43年6月公布）では、自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度を定め、規制を行っている。

### オゾン層保護対策

成層圏に存在するオゾン（O<sub>3</sub>）の層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。

大気に放出されると上空のオゾン層の破壊をもたらす、塩素を含むフロン（フッ素と炭素からなる化学物質の日本での通称）は冷蔵庫、エアコンの冷媒などとして使用されてきたが、昭和62年（1987年）のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定した。

### 温室効果ガス

大気中に存在することで、地球の気温を上昇させる性質を持つ気体。多くの種類があるが、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、絶縁体に用いられる六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6種類のガスが特に問題となっている。中でも二酸化炭素は化石燃

料の消費により膨大な量が排出されており、地球温暖化の最大の要因となっている。

平成9年12月に開催された気候変動枠組条約第三回締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）では、上記6種類のガスについての排出削減目標が定められた。

## 《か行》

### 環境エコアップマスタープラン

生き物にとって大切な、市内に残された生息空間を保全するとともに、かつて市内で見られた動植物が再び生息・生育できるように緑や水辺相互のつながりを確保するなど、市民参加等を通じて身近にできるエコアップを全市的に展開していくための計画。平成10年2月策定。

### 環境基準

環境基本法（平成5年11月公布）に基づき、環境対策の目標として、人の健康を保護し、及び維持されることが望ましい環境上の条件として政府が具体的な数値として定めた基準。

### 揮発性有機化合物（VOC）

常温で揮発しやすい化合物のことで、VOCとは Volatile Organic Compoundsのこと。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン、キシレンなどがよく知られている。これらは、親油性で分解しにくく安定性が高く、かつ燃えにくい性質なので、塗料、接着剤、洗浄剤として利用されている。また、これらは、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の二次生成粒子の原因物質となり、人体や環境に影響を及ぼす可能性があると言われている。

### 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）

廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル可能な製品など、環境への負荷の少ない製品の優先的な購入を推進するための法律。平成12年5月公布。

## 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)

建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づける法律。  
平成12年5月公布。

### 光化学オキシダント

光化学スモッグの指標となる光化学オキシダントは、工場や自動車などから排出される窒素酸化物と光化学反応性の高い炭化水素系物質等が、太陽エネルギーを受けて光化学反応を起こして生成される二次汚染物質であり、その濃度が高くなると人体や動植物に被害を与える。

## 《さ行》

### COD

化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。有機物による汚れの指標で、有機物を酸化剤で化学的に分解 (酸化) するときに消費される酸化剤に対応する酸素の量。有機性汚濁が多くなると値は高くなる。

海域や湖沼における有機物による水質汚濁の指標として用いられている。

### 資源の有効な利用の促進に関する法律

廃棄物の発生抑制や部品等の再利用、副産物のリサイクル等について事業者に一定の義務づけを行なうことにより、事業者の自主的な取組の促進を図る。  
平成13年4月公布。

### 循環型社会形成推進基本法

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するための基本的枠組みを定めた法律。  
平成12年6月公布。

## 《た行》

### ダイオキシン類

主に塩素を含むものを燃焼する際に生じる有害な化学物質で、化学構造や毒性の異なる200以上の

種類がある。特に不完全燃焼時に発生しやすい。主な発生源に廃棄物焼却施設がある。現在は「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月公布)に基づき対策が進んでいる。

### 第5次水質総量規制

水質汚濁防止法(昭和45年12月公布)に基づき、昭和54年6月から科学的酸素要求量(COD)について汚濁負荷量の総量を削減するため、水質総量規制が実施されている。平成13年12月CODに窒素、りんが追加され、新設事業場については平成14年10月1日から、また、既設事業場については平成16年4月1日から基準が適用される。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議で採択された「京都議定書」を踏まえ、地球温暖化防止に向け、国や地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出抑制のための各主体の取組を促進する枠組みを整備することを目的に平成10年10月に公布された。平成14年6月に改正され、京都議定書の公約実現のための施策が強化された。

### 低周波音

周波数がおよそ20Hz(ヘルツ)以下の音で、普通の音のように人間の耳には聞こえないが、建具や窓、障子などが振動して音を発し、騒音・振動公害の一因として問題化している。

### TEQ

毒性等量 (Toxic Equivalent)。ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中でも毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (TCDDと略される)の量に換算した量として表していることを示す符号。

### 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表することを義務付けている法律。

この法律に基づき、平成13年4月から事業者による排出量等の把握が開始され、平成14年4月から都道府県経由での国への排出量等の届出が開始された。平成11年7月公布。

#### 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

循環型社会を実現していくため、家庭電化製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収・リサイクルを義務づけるとともに、冷蔵庫や家庭用エアコンに冷媒として用いられているフロン類の回収が義務づけられた。平成10年6月公布。

#### 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

主要なオゾン層破壊物質の生産は平成7年末をもってすでに全廃されているが、過去に生産されたオゾン層破壊物質の回収・破壊を促進するため、この法律に基づき業務用冷凍空調機（平成14年4月から）やカーエアコン（平成14年10月から）の廃棄時に冷媒として残存しているフロン類の回収が義務づけられた。平成13年6月公布。

#### 土壌汚染対策法

土壌の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることから、土壌汚染対策の実施を図るため、土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査、特定有害物質により汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の命令及び土地の形質の変更の届け出その他の措置を講ずることを定めた法律。平成14年5月公布。

### 《な行》

#### 環境ホルモン

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の化学物質。樹脂の原料であるビスフェノールA、かつて殺虫剤として使用されていたDDTなどが疑わしい化学物質とされている。影響としては生殖器の異常などの報告がある。

#### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

重油、軽油や石炭を燃焼する際に、燃料中に含まれる硫黄は空気中の酸素と反応して硫黄酸化物を生

成し、大部分が二酸化硫黄として排出される。

二酸化硫黄は、直接あるいは粒子状物質に吸着した状態で人体に取り込まれると呼吸器疾患の原因になり、また動植物に被害を及ぼすため「大気汚染防止法」（昭和43年6月公布）では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。主な発生源は工場・事業場の燃焼施設であり、ディーゼル自動車や船舶からも排出される。

#### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生し、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。

「大気汚染防止法」（昭和43年6月公布）では、「ばい煙」及び「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。

光化学スモッグや酸性雨の原因物質の一つで、人の健康に影響を与える。

### 《は行》

#### バイオハザード

応用微生物学などの分野で、微生物またはそれに由来する物質を扱う際に、それらにより偶然発生する事故、特に人体影響をいう。実験室内、研究所内での感染が中心であったが、組み換えDNA実験など遺伝子工学が盛んになり、外の社会への災害の拡散が危惧されている。

#### 光害

良好な照明環境の形成が、漏れ光（照明器具から照射される光のうち、その目的とする照明対象範囲外に照射される光）によって阻害されている状況又はそれによる悪影響。

#### ヒートアイランド

都市では高密度のエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルト等で覆われているため、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部に比べ気温が高くなっている。この現象は等温線を描くと都心部を中心とした「島」のように見えるため、これをヒートアイランドという。

## BOD

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)。有機物による汚れの指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量。有機性汚濁物が多くなるとBOD値は高くなる。

河川における有機物による水質汚濁の指標として用いられている。

## PCB

ポリ塩化ビフェニル。水に溶けにくく、分解性が低く、絶縁性が良いなどの優れた電気的な特性があり、トランスやコンデンサー等の電気絶縁物などに用いられてきた。

昭和43年（1968年）西日本で発生した身体の吹き出物や手足の痺れ等の症状を示すカネミ油症事件を発端に、昭和49年（1974年）に製造及び輸入が禁止された。

現在では、廃棄時に特別管理廃棄物として所有者が保管管理することとなっている。

## 浮遊粒子状物質（SPM）

Suspended Particulate Matter。粒径10 $\mu$ m（0.01mm）以下の大気中に浮かんでいる微小な粉じん、吸引し肺などに沈着すると呼吸器疾患の原因となる。

その発生源には、地表から舞い上がった土壌や海塩粒子等の自然起源のものと、工場等の固定発生源や自動車・船舶等の移動発生源に由来する人工起源のものがある。

## 《ま行》

### マニフェスト制度

産業廃棄物の処理を委託する排出事業者が、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用いて産業廃棄物の収集・運搬、処分の流れを自分で把握・管理し適正な処理を確保する方法。

### 水環境マスタープラン

かつてのように市民の日常生活に密着していた水辺をとりもどし、横浜にふさわしい水環境を生み出すため、流域ごとに水質の向上、水量の回復、生態系への配慮、周辺環境との調和を考慮して策定した総合的な整備方針。平成11年10月策定。

## 《や行》

### 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

容器包装廃棄物のリサイクルを推進するため、消費者（分別して排出）、市町村（分別収集）、事業者（再商品化）の役割分担が定められている。平成7年6月公布。

### 横浜市産業廃棄物処理指導計画

産業廃棄物の資源化、減量化、適正処理を推進するために本市が5年ごとに策定している計画。

第4次計画では①発生抑制、再生利用、減量化の推進、②産業廃棄物の適正処理システムの構築、③産業廃棄物処理施設の計画的整備、④新たな制度等の検討・整備、の4つの目標を掲げている。

### 横浜市自動車公害防止計画

自動車の増加に伴う大気汚染や騒音などの対策として、発生源対策、物流対策、道路対策、沿道対策など各種の対策を盛り込んだ総合的な計画。平成10年2月策定。

### 横浜市生活環境の保全等に関する条例

「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的として制定した条例。平成14年12月制定。

### 横浜市地球温暖化対策地域協議会

「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」（平成13年12月策定）に掲げた本市の温室効果ガス削減目標の達成に向け、市民や事業者の具体的な取組を促す効果的な対策の実施について協議、推進することを目的として平成14年10月に設置。「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条の規定に基づく。

平成15年5月、市民や事業者が地球温暖化問題をよく理解し、行動に移してもらうための効果的な取組を「エコハマ温暖化防止アクションプラン」としてとりまとめた。

### 横浜市地球温暖化対策地域推進計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条では、地方公共団体は、その区域の温室効果ガス排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策の策定、実施に努めることとされている。

本市では、市域における地球温暖化対策の推進に関するマスタープランとして、平成13年12月に「横浜市地球温暖化対策地域推進計画」を策定している。

### 横浜市中期政策プラン

平成14年度を初年度とし平成18年度までを計画期間とし、「民の力が存分に発揮される都市・横浜」の実現を基本目標に、市政運営の政策面での柱となる計画。

5つの重点戦略テーマの一つに「未来に引きつぐ環境資源」を掲げ、持続可能な循環型社会を形成し、次世代に良質な都市環境を継承するため、市民、事業者、行政が協働して取り組む仕組みをつくることとしている。

### 横浜市水環境計画

水環境の保全・創造には、長期的・総合的かつきめ細かい施策が必要であるという観点にたつて、水域の状況や形態を考慮した「水環境目標」を設定し、その目標達成のための方策を示した計画。平成6年3月策定。

### 横浜市緑の基本計画

都市緑地保全法に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、緑に関わる総合的な施策を体系的に位置づけ、系統的な緑の配置計画を立てている。平成9年11月策定。

### 横浜市役所地球温暖化防止実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条では、地方公共団体は、自らの事務及び事業に関する温室効果ガス排出の抑制のための計画（「実行計画」）を策定することが定められており、本市では平成15年3月に「横浜市役所地球温暖化防止実行計画」を策定している。

### 横浜G30プラン

平成15年1月に改定された「横浜市一般廃棄物処理基本計画」。

焼却と埋立処分を中心とした廃棄物対策から、市民・事業者・行政が協働し、ものを大切にする生活スタイルを広め、発生抑制・再使用を推進し、徹底的な分別を行い、再生利用を進めることで、焼却・埋立処分が必要となるごみをできる限り削減することを基本とする廃棄物対策への転換を図ることを目的としており、平成22年度におけるごみ排出量を、平成13年度実績に対し、30%削減するという目標を掲げている。

## 《5行》

### 粒子状物質減少装置

ディーゼル車から排出される粒子状物質を除去するための装置。

#### ①DPF（ディーゼル排出微粒子除去装置）

Diesel Particulate Filterの略。交互再生式DPF（市営バスやじんかい収集車に装着している）は、2つのフィルターを持ち、1つが排ガス中のススなど粒子状物質を捕集し、残る1つはすでに捕集した粒子状物質を加熱燃焼（再生）する。

#### ②酸化触媒

自動車の排気管に装着し、排気ガス中の粒子状物質を捕集・燃焼させ浄化する装置。この装置の機能を発揮させるためには、硫黄分が50ppm以下の低硫黄軽油を使用する必要がある。



## 横浜市環境審議会委員名簿（五十音順、敬称略）

平成15年10月20日現在

	氏 名	役 職
1	猪狩 庸祐	弁護士（副会長）
2	浦野 紘平	横浜国立大学大学院教授
3	小倉 孝之	弁護士
4	柏木 教一	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長
5	加藤 洋	（社）横浜市薬剤師会会長
6	河野 正男	中央大学経済学部教授
7	川本 譲次	横浜市環境保全協議会会長
8	北村 喜宣	上智大学法学部教授
9	倉田 直道	工学院大学工学部教授
10	小堀 洋美	武蔵工業大学環境情報学部教授
11	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授（会長）
12	新海 毅	横浜市医師会副会長
13	杉浦 尚子	神奈川県地球温暖化防止活動推進員
14	鈴木 重之	環境アドバイザー（副会長）
15	鈴木 由美	元 女性の目で見たまちづくりアドバイザー
16	高橋千富美	元 横浜市環境モニター
17	土井 陸雄	横浜市立大学名誉教授
18	中上 英俊	（株）住環境計画研究所 所長
19	二宮 知道	日本放送協会横浜放送局長
20	檜垣 宏子	鶴見川を再発見する会 代表
21	松野 幸江	横浜商工会議所副会頭
22	水野 貴美	元 女性の目で見たまちづくりアドバイザー
23	宮村 忠	関東学院大学工学部教授
24	森口 實	元（財）日本気象協会相談役
25	吉田 茂	横浜市町内会連合会委員

## 横浜市環境審議会環境管理計画部会委員（五十音順、敬称略）

（第1回～第5回部会）

平成14年3月7日現在

	氏名	役職
1	猪狩 庸祐	弁護士（部会長）
2	井上 節子	フリーライター
3	奥田 重俊	横浜国立大学環境科学研究センター教授
4	河野 正男	横浜国立大学大学院教授
5	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授
6	土井 陸雄	横浜市立大学医学部教授（副部会長）
7	中野 有朋	早稲田大学大学院講師
8	武藤 暢夫	関東学院大学名誉教授
9	森口 實	元 日本気象協会相談役

（第6回～第8回部会）

平成15年7月10日現在

	氏名	役職
1	猪狩 庸祐	弁護士（部会長）
2	河野 正男	中央大学経済学部教授
3	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授
4	杉浦 尚子	神奈川県地球温暖化防止活動推進員
5	鈴木 重之	環境アドバイザー
6	土井 陸雄	国際協力事業団青年海外協力隊事務局技術顧問（副部会長）
7	森口 實	元（財）日本気象協会相談役

## 横浜市環境管理計画の検討経過

横浜市環境管理計画の検討経過		備 考	
H.12.11.24	横浜市環境審議会に諮問 ・横浜市環境管理計画の見直しについて （新たに制定・策定された法律・条例や計画の取組を現行の計画に反映し…（中略） …現行の計画について見直しの検討をお願いするものです。）		
H.12.12.18	第1回部会 ・環境管理計画の見直し方針について		
H.13. 2. 1	第2回部会 ・「目標達成のための指標」について		
H.13. 3.26	第3回部会 ・「目標達成のための指標」について ・法・条例の改正・制定等による項目の見直しについて	H.13. 4.26	横浜市環境審議会に諮問 ・横浜市における環境保全に関する新たな条例等制度のあり方について
H.14. 2.25	第4回部会 ・環境管理計画改定に係る中間とりまとめについて ・中間とりまとめに係る市民意見募集について		
H.14. 3. 7	第5回部会 ・環境管理計画改定に係る中間とりまとめについて  (H.14.4~14.5市民意見募集)	H.14. 4. 8 H.14. 7. 4	中田新市長誕生 横浜市環境審議会から答申 ・横浜市における環境保全に関する新たな条例等制度のあり方について
		H.14.12.19	横浜市生活環境の保全等に関する条例 市会で可決成立 (公布25日)
H.15. 3.28	第6回部会 ・環境管理計画改定に係る中間とりまとめに対する意見について	H.14.12.25 H.15. 3. 7	横浜市中期政策プラン策定 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則公布
H.15. 5.19	第7回部会 ・環境管理計画改定に係る中間とりまとめに対する意見について ・部会報告素案（答申素案）について	H.15. 4. 1	横浜市生活環境の保全等に関する条例施行
H.15. 7.10	第8回部会 ・部会報告案（答申案）について		
H.15.10.20	横浜市環境審議会から答申		

横浜市環境管理計画

平成16年3月発行

編集・発行 横浜市環境保全局総務部環境政策課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

TEL 045-671-4102

FAX 045-641-3580

表紙写真の一部提供：(財)日本気象協会

デザイン 株式会社なまためプリント

印刷 朝日オフセット印刷株式会社

横浜市広報印刷物登録 第150587号

類別・分類 A-GA030



Y O K O H A M A



この印刷物は再生紙(古紙混入率100%)を使用しています。